

○午前10時開議

○副議長（この孝子君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○副議長（この孝子君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

石 田 秀 男 君

おくの 晋 治 君

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より録音の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○副議長（この孝子君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第1

一般質問

昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次ご指名申し上げます。

鈴木博君。

〔鈴木博君登壇〕

○鈴木博君 自民党・子ども未来を代表して、一般質問を行います。よろしく願いいたします。

濱野区長の4期目の当選を心から歓迎し、濱野区政のもとでの医療、子育て支援施策のさらなる発展を望み、質問いたします。

まず、品川区の感染症対策についてお伺いいたします。

この間、おたふく風邪の接種費用の2回目の助成を要望してきました。おたふく風邪になると、約1,000人に1人ないし2人の割で難聴を残します。このムンプス難聴と呼ばれる難聴は片耳のことが多く、一生聴力が戻らない深刻な後遺症です。

守本倫子日本耳鼻咽喉科学会乳幼児委員長は、「おたふく風邪は自然にかかっておいたほうが良いというわさは間違っている。ワクチンの定期接種化を進め、難聴になって後から苦しむ人をなくしたい」と述べています。また、朝日新聞にも、「おたふく風邪は一度どこかでうつれば良いものだと思っていた。一定の比率で難聴になるのがわかっていたら、ワクチンを受けていた」という切実な患者の母親の声が掲載されていました。

ワクチンで防げる病気はワクチンで防ぎたい。今年度の品川区医師会、荏原医師会の両医師会の政策要望にも、ともにおたふく風邪ワクチン2回目の接種費用の助成が挙げられています。今、品川区の全ての子どもにかかわる医療関係者が、おたふく風邪ワクチンの2回接種費用助成を求めているのです。

おたふく風邪ワクチンは、1回で90%、2回で99%患者が減少すると言われていています。おたふく風邪ワクチンは生ワクチンの一つであり、麻疹・風疹混合ワクチン、水痘ワクチンと同じく2回接種で免疫を完璧につけることが世界の常識であり、日本小児科学会も強く勧めている方式です。

おたふく風邪ワクチン接種費の助成を1回から2回に増やすことを再度要望いたします。それは、おたふく風邪ワクチンの接種費用助成を行うことによって接種率の向上が期待でき、その結果、恐ろしいムンプス難聴で苦しむ子どもを減らすことができるからです。ムンプス難聴は、生まれてから起こる難聴の最も多い原因です。おたふく風邪ワクチンの助成を行うことは、ムンプス難聴の発生を減らすことであり、広い意味で障害者支援にもなるのです。

既に2015年から中央区が、2017年からは中野区も、おたふく風邪ワクチンの2回目の接種費用助成を始めています。品川区もぜひおたふく風邪ワクチンの2回目の接種費用助成を行うことを再度強く要望いたしますが、品川区のご見解はいかがでしょうか。

風疹が再び流行し始めています。現在、東京都下で10月7日までの報告数は362人、全国では10月3日までの国立感染症研究所の集計で952人が報告されました。実に2012年から2013年以来の報告数となっています。2012年から2013年の風疹流行では1万6,730人が発病し、45人の目、心臓、脳に異常障害を持つ先天性風疹症候群の赤ちゃんが生まれました。そのうち11人が1年以内に亡くなっています。

先天性風疹症候群の発生をなくすには、妊娠中の女性の感染を防ぐことが重要であり、そのためには、妊娠出産年齢の女性や妊婦の周りにはいる風疹に免疫のない感受性を減らすことが必要です。また、風疹の感染拡大を防ぐには、既に流行の温床となっている30から50歳代の風疹に免疫を持たない男性感受者にワクチンを受けてもらわなければなりません。

品川区も、妊娠を希望する女性および配偶者等に対する風疹抗体検査と風疹ワクチンの接種費用の全額助成を行っており、さらに本年度からは我々の要望した過去に風疹ワクチン接種歴があっても、抗体検査で免疫がなかった人に風疹ワクチン接種の全額助成を行うという対象者の拡大施策も行ってきました。しかし、男性については抗体価の低い妊婦の同居者のみが対象と伺いましたが、さらなる対策が必要と考えます。区のお考えはいかがでしょうか。

本年10月1日の新聞報道によると、厚生労働省は、来年度から30から50歳代の男性に風疹抗体検査の費用の全額助成をすることを決めたということです。この厚生労働省の決定は一步前進と考えますが、これらの人々に検査を受けてもらわなければ、絵に描いた餅となってしまいます。我々はその方策として、既に2016年3定一般質問で、二十歳からの健康診査の健診対象者への通知に風疹検査案内を同封することなどを提案し、現在これは行われておりますが、さらに、国保基本健診対象者への通知にも風疹検査案内を同封することを提案したいと考えますが、いかがでしょうか。

東京都は、2015年から東京商工会議所、東京都医師会と連携し、企業に風疹などの感染症の予防対策を進めてもらうために、職場で始める感染症対応力向上プロジェクトを始めました。この事業の内容は、従業員に風疹の抗体や予防接種を確認する協力企業を募り、ワクチン接種に努め、従業員の9割以上が十分な風疹抗体を得た企業には、達成企業として東京都のホームページに企業名を掲載するというものです。この東京都の達成企業を見ても、品川区でも、森トラスト、千趣会、第一テクノが掲載されています。このような取り組みは高く評価されると思います。品川区でも、東京都や東京商工会議所品川支部などと連携し、地域レベルでの取り組みを行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、岡部信彦川崎市健康安全研究所長によると、川崎競馬場の電光掲示板に「風疹の発生が多くなっています。風疹は予防接種で防ぐことができます」とのメッセージが大きく表示されたそうです。品川区も大井競馬場に「風疹の注意」というメッセージを大きく電光掲示板に表示していただくよう、各方面に働きかけてはいかがでしょうか。再び始まった風疹流行に対する品川区の風疹対策の取り組みについてご説明をお願いいたします。

次に、現在、百日ぜきも大流行しています。百日ぜきは近年流行を繰り返し、成人に患者が多いことから、2018年から小児科診療所定点だけでなく、全ての医療機関が患者を保健所に報告する全数報告疾患になりました。その結果、百日ぜきの報告数は大幅に増加し、2018年10月7日までに東京都だけで1,352件が報告されました。

品川区では96人患者が見つかり、東京都23区内では世田谷区に次いで第2位の患者数となっています。しかし、これは百日ぜきが品川区で突出して流行しているわけではなく、2016年6月12日に私のクリニックが品川区第1例目の報告を行って以来、保健所と教育委員会の精力的な対応によって次々と百日ぜきの患者が発見され、適切な処置が行われてきたことのあらわれだと、高く評価されると考えます。

百日ぜきは、患者のせきやくしゃみからうつり、激しい断続的なせきと笛が吹くような息の吸い込みが数か月続く百日ぜき菌による呼吸器の病気です。百日ぜきは、母親から免疫をもらえないために新生児でも感染します。生まれて間もない赤ちゃんが百日ぜきを発病すると、呼吸がとまって窒息したり、けいれんや脳症を起こしたりして、実に新生児の百日ぜきの死亡率は0.6%に及ぶとされています。

本年から始まった全数報告により集積された百日ぜき患者の分析の結果、報告が最も多かったのは5から9歳で、次いで10から15歳でした。また、最も重症になり、死亡する危険がある6か月未満の赤ちゃんも50人近くが見つっています。

我が国の予防接種制度は、百日ぜき、破傷風、ジフテリア、ポリオの4種混合ワクチンを生後3か月、4か月、5か月の3回、1歳半でさらに1回、計4回行うことになっています。しかし、1歳半が最後で、それ以降百日ぜきに対する追加免疫を受けることがないために、徐々に百日ぜきに対する免疫は低下し、あまり免疫を持たなくなった5から15歳の学童で今、百日ぜきが流行していること。さらに、この年齢層の患者がワクチン接種前の小さな赤ちゃんに百日ぜきをうつしていることが、今回の調査で明らかになりました。

アメリカでは、百日ぜきを含むワクチンは、ゼロ歳で3回、1歳代で1回までは日本と同じですが、さらに就学前に1回、11歳で1回と、計6回の接種を行っています。小さな赤ちゃんの死亡例が出る前に、現在、品川区の幼稚園、小学校で百日ぜきが流行していること、特にワクチン接種前の小さな赤ちゃんがいる家庭では、せきをしている年長児との接触は極めて危険であること、年長児にMRワクチン2期とともに百日ぜき含有ワクチンを任意で接種できることを徹底して広報・周知すべきと考えますが、品川区のお考えはいかがでしょうか。

また、現在百日ぜきが入っていない11歳での破傷風・ジフテリアの2種混合ワクチンは、定期接種としては不十分です。国立感染症研究所も2018年5月1日コメントで、「百日ぜき含有ワクチンの追加接種の必要性が高い」と述べています。しかし、当初、2018年に実現と言われていた2種混合ワクチンから百日ぜきが入った3種混合ワクチンへの切りかえがいまだに実現していません。

遅々として進まない国の対応を待つことなく、小学生集団に百日ぜきの追加免疫をつけるために、定期接種として2種混合ワクチンではなく、任意接種として3種混合ワクチンを公然と勧めることはできないまでも、せめて3種混合ワクチンの接種を希望する11歳児には、接種費用の助成も検討すべきではないでしょうか。既に大阪府河南町では、2018年10月1日から定期接種2種混合ワクチンのかわりに、任意接種3種混合ワクチンを接種する町民には、5,000円の接種費用の助成を始めています。品川区のご見解をお伺いしたいと思います。

これまでおたふく風邪、風疹、百日ぜきと3つの感染症に対する質問を行いました。区民への感染症の予防の啓発と施策は極めて重要ですが、区の職員がこれらの感染症にかかって区民へ感染を広げては

元も子もありません。区の職員が感染症をうつされて、区民への感染を拡大させないためにも、感染症の発生調査を担う職員は無論のこと、保健センターなどで乳幼児健診に従事する職員への感染症抗体検査の実施と、抗体価の低いケースでは予防接種を行うことは、区民を感染症から守るために必要な施策と考えます。乳幼児健診や感染症対策にかかわる職員への抗体検査の現状および今後の予定について、区の見解をお示してください。

次に、品川区の健康施策についてお伺いします。

骨粗しょう症は、骨がもろくなって骨折しやすくなる病気です。患者は1,000万人を超すとされており、80%以上は女性です。女性はもともと骨量が少ない上に、閉経によりホルモン分泌が減少するため、男性より早く骨密度がもろくなると言われています。骨粗しょう症は、最初は症状はありませんが、進行するとささいな衝撃でも骨折します。しかも、1回骨折すると、治るまでかなりの時間がかかります。50歳以上の女性が骨折する確率は3人に1人、男性が骨折する確率は5人に1人とわれ、40%は骨折後歩けなくなると言われています。

ロコモティブシンドロームは運動器症候群とも呼ばれ、筋肉や骨、関節など運動器が障害され、歩けなくなって、介護が必要となる病気です。骨粗しょう症と重なる病気です。骨粗しょう症、ロコモティブシンドロームを防ぐことは、健康寿命を延ばすことになります。そのため、品川区が現在行っている施策をご紹介ください。

また、骨粗しょう症は、骨密度を検査することにより、早期に診断することができます。現在、東京都市区町村のうち41自治体で実施されており、本区でも骨粗しょう症検診の実施を望む声があります。品川区で骨粗しょう症検診が実施されていない理由をご説明ください。

最後に、品川区の子育て支援施策についてお伺いします。

東京都福祉保健局の2018年7月30日発表の「都内の保育サービスの状況について」によれば、品川区の保育サービス利用児童数は前年より925人増加し、都下市区町村中第3位であったにもかかわらず、待機児童数は逆に前年より200人も大幅に減少し、計19人と、ほぼ待機児童は解消された状態となりました。この間の区のご努力を高く評価いたします。ただし、保育需要は数年間は高どまりが続くと想定されており、品川区も2018年度は1,557人、2019年度は1,015人の受け入れ枠拡大を予定しています。引き続き保育所増設のご努力もお願いしたいと思います。

待機児童がほぼ解消され、保育の量がほぼ充足された今、次の課題は、品川区の保育の質を高める取り組みの強化と考えます。保育の質とは、保育サービス、環境、人材、すなわち保育士から成り立ちます。品川区は今後どのように保育の質を維持し、さらに高めていくお考えなのか伺います。また、多様な保育形態の展開などはいかががお考えでしょうか。新たに創設されるのびしなプロフェッショナルスクールの役割も含めて、ご説明をお願いいたします。

病児保育の整備が着実に進んでいます。2018年度に2施設、2019年度に2施設が新たに開設の予定です。地域ごとに病児保育が点在し、保護者が利用したいときに利用できる。我々がかねてから要望してきた理想的な形が実現しつつあります。これまでの区のご努力を高く評価したいと思います。

今回、病児保育の新たな事業形態として、2019年に荏原医師会が関与する病児保育が登場します。従来、病児保育は、医療機関で病気の急性期と回復期の子どもを預かる医療機関併診型・併設型病児保育と、保育所で病気の回復期の子どもだけを預かる保育所併設型・病後児保育に大別され、その他保育所で体調を崩した園児を引き取りまでお世話する体調不良児対応型がありました。

今回、医師会が関与する病児保育は、保育所併設型で病児保育を始める新しい形態ということになり

ます。このような保育所併設型の病児保育を品川区が開設するに至った経緯と今後の展望についてご説明ください。これに関して我々は、病気の回復期の子どもしか預かれず、そのため利用者の激減している現在の保育所併設型の病後児保育所は廃止し、条件の整ったところはニーズの高い病児保育所に転換していくことを提案してきました。病後児保育所の今後について、区のお考えをお聞かせください。

品川区の保育所では、感染症が相変わらず大流行しています。現在はRSウイルス感染症が流行中です。小児科診療の現場で今大きな問題となっているのは、保育園関係者が園児の保護者に対し、医療機関に行って感染症の検査をしてもらうよう安易に指示する対応です。

まず、感染症の迅速診断は100%正確でないこと。すなわち、検査が陰性でも、その病気にかかっていないとは言えないこと。検査を行うということは費用がかかること。特に、今流行しているRSウイルスの検査は1歳までしか保険適用にならず、1歳以上の子どもに検査を行う場合は、保護者が負担するか、病院がコストを負担することになること。検査をするということは、誰かが費用を負担しなければならないこと。そのために不必要な検査は要求しないという基本的な理解が必要です。

実際、保育園から検査するように指示されたため、検査費用を自己負担してRSウイルスの検査を受けたというお母さん、お子さんがいらっしゃいました。保育所感染対策で大切なのは、安易に検査を指示して病名を掲示することではなく、実際の対応です。

「保育所における感染症対策ガイドライン」に準拠し、飛沫感染対策にはせきエチケット、接触感染、経口感染には正しい手洗い、消毒の徹底を行うこと。子どもの体調をよく把握し、いつもと違う症状が見られたときは、隔離を含めて適切な対応をとること。感受性対策については、園児、保護者、職員への予防接種の勧奨を行うことが重要なのです。また、家庭での感染予防の健康教育も重要です。病気の子どもを無理に登園させず、家庭でのケアについては十分に説明し、また、病児保育の上手な利用法も説明すべきです。

保育所における感染症対策ガイドラインにも、「職員全体が専門的な知識、技術を修得することや、組織として関係機関と連携することが重要です。子どもの健康問題への対応や保健的対応の充実向上は、児童福祉施設としての保育所の責務です」と述べられています。

本年9月26日に開催された品川区医師会予防接種担当理事による公立保育園の園長および看護師に対するインフルエンザ講演会は、我々の要求してきた地域の小児科医との連携という点からも、保育所の現場スタッフに対し、感染症の正しい知識習得の機会を与えるという点からも、高く評価されると思います。

今回のインフルエンザ講演会をさらに進めて、地域ごとの小児科医との連携も視野に入れ、ブロックごとに医師会や基幹病院などの関係機関と協力し、感染症対策、サーベイランスの協議体を立ち上げることを再度提案しますが、区のご見解はいかがでしょうか。

最後に、再度、在宅家庭に対する支援のために、子育て応援券の発券を求めます。品川区では1万円のクーポン券配布を行っていますが、物品購入だけでなく、保育所やさまざまな保育サービスの利用にも使用できるようになれば、在宅子育て家庭にとって大きな贈り物になるのではないのでしょうか。品川区の在宅子育て家庭のために、子育て応援券の検討を再度要望いたします。区のご見解を伺います。

子どもは未来であり、希望そのものです。品川区の子どもと保護者のための医療・子育て施策が、濱野区政のもとさらに大きく広がることを期待して、今年度の私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、品川区の子育て支援についてお答えを申し上げます。

まず保育の質の維持向上ですが、保育ニーズを的確に捉えたサービスを提供するとともに、老朽園舎の改築等により保育環境を整備してまいります。人材育成につきましては、効果的な研修の実施や園長OBによる巡回指導を強化してまいります。

多様な保育形態の取り組みとして、自然をより活用した保育や手づくりを大切にする心を育む保育など、子どもの個性や自発性、創造性を促す保育の研究を進めてまいります。また、保育人材の育成を目的に創設したのびしなプロフェッショナルスクールを保育施設内に設置し、先進的な保育教育プログラムを構築する取り組みにつきましても研究してまいります。

次に、保育所併設型の病児保育を開設する経過ですが、荏原医師会の隣地であったことと、病児保育施設が不足している地域であったため、認可保育園とあわせて整備することにいたしました。現在は事業開始に向け、荏原医師会の協力のもと、医師の確保や緊急時の対応、研修の実施等について調整を重ねております。病後児保育施設につきましては、利用の実績が減少しておりますので、施設の有効活用の観点からも病児保育施設への転用等を検討してまいります。

次に、保育所の感染症対策ですが、区では感染症対策ガイドラインに基づき、園運営を実施しております。今後も医師会と連携した研修等を通じて、適切な運営および感染症の予防指導に努めてまいります。医療機関と連携したブロックごとのサーベイランスの協議体につきましては、各種研修等の効果を検証する中で、必要性を含めて検討してまいります。

子育て応援券につきましては、区がこれまで行ってきたオアシスルームや児童センター事業、子育て交流サロン、産後家事育児支援ヘルパー助成などの各種事業と給付サービスのあり方について既存事業を見直す中で検証し、発行の必要性について検討してまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部長よりお答えを申し上げます。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

○健康推進部長（福内恵子君） 私からは、品川区の感染症対策と健康施策についてお答えします。

まず、おたふく風邪ワクチンについてですが、区では、平成19年度より1歳から3歳児を対象に接種費用の助成を開始し、区内の契約医療機関で接種を受けた場合、3,000円の助成を1回行っており、90%を超える接種率となっております。確実におたふく風邪の免疫をつけるため、今後、国の定期化を待たずに、2回目の助成について検討を進めてまいります。

次に、風疹対策についてです。ことし7月より首都圏の30歳代から50歳代の男性を中心に感染が拡大し、先天性風疹症候群のお子さんが生まれることが危惧されているところです。区では、妊娠初期に妊婦が風疹に罹患することを防ぐため、母子手帳配布時に妊娠中に避けるべき感染症を周知しているほか、保健センターで助産師が面接する際、妊婦健診で風疹抗体価が低かった場合、人混みを避けるといった基本的な感染予防知識に加え、同居の夫等への風疹抗体検査を受けるよう勧奨しています。

現在の風疹の流行はおさまる兆しが見えないことから、妊婦の抗体価にかかわらず同居者を抗体検査の対象とするよう、対象拡大について準備を進めております。感染拡大の中心が企業等に勤める男性であることから、しながわCSR推進協議会加盟企業に対し、メールマガジン臨時号による情報提供のほか、区内中小企業にはしながわ産業ニュース等の活用により、風疹対策の必要性について周知してまいります。また、区の施設はもとより、大井競馬場等の集客施設に対しても、注意喚起の表示について積極的に働きかけを行っております。また、二十歳からの健康診査に加え、国保基本健診など国保からのお知らせの際、風疹抗体検査の勧奨を行うなど、必要な措置について検討してまいります。

次に、百日ぜきの流行についてです。百日ぜきは、ことしから診断した医師は全例保健所へ届け出る疾患へ変更となり、診断後いち早く保健所が情報把握可能な体制が整備されました。届け出内容に個人が特定される情報は入っていませんが、感染拡大防止のため、可能な限り患者が通う保育園や学校名等を確認し、保育課、学務課等と連携して、百日ぜきが区内で流行していることの周知や、周りへ感染を拡大する可能性のある期間は、確実に学校を休むなどの対応をしてまいりました。

3か月未満の乳児が百日ぜきに罹患すると重症化することから、感染予防のための注意喚起は非常に重要と考えております。産後の全ての母への電話相談や新生児訪問の折に、特有なせきをしている年長児との接触を避けることや、3か月になったらいち早くワクチンを接種することの重要性について積極的に情報提供を続けてまいります。なお、就学前の3種混合ワクチンの任意接種や11歳児の2種混合ワクチンを3種混合ワクチンへ変更するといった取り組みにつきましては、今後、国の動向を見据えて検討を続けてまいります。

次に、職員の感染症抗体検査についてです。現在、血液に触れる可能性のある職員にはB型肝炎、屋外で外傷の危険性のある職員には破傷風の抗体検査を実施していますが、それ以外の感染症の抗体検査は実施しておりません。区民への感染拡大を避けるため、職員の抗体検査や予防接種については、その対応方法等を含め検討を進めてまいります。

次に、運動器症候群と骨粗しょう症についてお答えします。現在、区では、ロコモティブシンドロームおよび骨粗しょう症を予防するための取り組みとして、健康づくり推進委員による健康ウォーキングやふれあい健康塾、健康センターのトレーニングルームの利用やコース型教室、健康塾でのトリム体操、食事指導講習会や料理教室などを実施しております。また、普及啓発として、健康大学の公開講座や保健センターの出張健康学習などを行っております。

高齢女性の3から4割が骨粗しょう症になるという実態から、検診で骨量低下を発見するよりも、運動により筋肉量を保ち、骨量を維持する適切な栄養摂取を促していくことが大変重要と考えております。また、区では平成6年度から15年度まで、3か所の保健センターにて骨粗しょう症検診を実施していましたが、骨量測定を受けられる整形外科が増えてきたことなどから、平成15年度に事業を廃止した経緯がございます。したがって、骨粗しょう症検診の実施は考えておりませんが、ロコモティブシンドローム予防および骨粗しょう症対策として、引き続き健康長寿をめざした総合的な施策を進めてまいります。

○副議長（こんの孝子君） 以上で鈴木博君の質問を終わります。

次に、たけうち忍君。

〔たけうち忍君登壇〕

○たけうち忍君 区議会公明党を代表して、一般質問を行います。

初めに、コミュニティバスの導入について伺います。

品川区は、22.84平方キロメートルの狭い面積に約40万人が生活をし、世論調査では9割を超える区民がこれからも住み続けたいと感じており、交通の利便性が高いことも要因の一つとなっています。そんな中、少子高齢社会の到来、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて、さらなる利便性の確保や高齢者の介護予防のための外出支援、また観光施策の充実などの観点から、コミュニティバス運行の必要性について区民からも声が寄せられていました。

区議会公明党は、こうした声を踏まえて、コミュニティバス導入の検討に当たって、民間も含めた交通網の整備拡充を検討するため、関係者間での協議の場として、平成24年第3回定例会の一般質問で地

域公共交通会議の設置を提案し、平成26年2月に学識経験者や交通事業者等を含む12名から成る地域交通検討会が設置され、これまで2回の会議で検討が進められましたが、ここ3年間の開催はありません。そこで、これまでの検討会等での検討状況や結果について、改めてお聞かせください。

また、先日行われた品川区長選挙で4期目の当選を果たされた濱野区長の選挙公約の中にコミュニティバス導入がありました。言葉尻を捉えて「検討するとはやらないこと」との区民を惑わす根拠なき無責任な声が聞こえてきました。そこで、改めてコミュニティバス導入に向けた濱野区長の思いと今後のスケジュールについて伺います。

次に、学校体育館への冷暖房設置など防災対策の強化について伺います。

6月の大阪府北部地震、7月の西日本の豪雨災害、8月の災害級の猛暑、9月には台風21号や24号などによる風水害、また北海道胆振東部地震など、ことしに入り自然災害が日本中に猛威を振るう中、犠牲になられた方々、被害に遭われた方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。こうした災害を人ごとではなく、自らの教訓として今後の防災対策に生かすことが私たちの責務であります。

そこで、質問の1点目は、小中義務教育学校の体育館への冷暖房の設置についてです。ことしの夏は、災害級の猛暑により熱中症で亡くなった方も、統計を開始した平成20年以降最多となり、今後もこうした傾向がさらに強まると言われています。こうした中、今回示された補正予算に、これまで会派として提案、要望してきた避難所となる小中義務教育学校体育館への冷暖房の設置のための予算が計上されたことは高く評価します。

私は、平成19年第3回定例会で、同年7月発生の新潟県中越沖地震で、クーラーのない体育館で暑さで体調を崩した高齢者が多かった事例を通して、体育館への冷暖房の設置を提案し、ことしの予算特別委員会総括質疑では、都議会公明党の第1回定例会での質疑を踏まえて、改めて提案しました。そして、先般行われた都議会第3回定例会では、品川区選出の伊藤こういち都議が質疑に立ち、区市町村と連携した学校体育館への空調設備の設置について要望し、都知事より補正予算の編成を含めた緊急対応を行うとの答弁を引き出しました。

こうした動きの中で、品川区として、このたび行われた区長選挙の濱野区長の公約実現に向け、都の補正予算を待たずに速やかに対応されたことは、大変に評価するところです。そこで、今回の補正予算編成に至った経緯と主な内容について、今後のスケジュールとあわせてお知らせください。また、今後の国や都の補助金の活用等についての考え方を伺います。

さらに、体育館の冷暖房設置に伴い、避難所としての使用基準を明確にする必要があります。現在は、町会ごとに空調が整備されている教室が割り振られていますが、冷暖房設置後の体育館の使用について、誰がいつ、何に使用するかなどのルールづくりが必要となります。そこで、現在進めている避難所運営マニュアルの更新の中で検討し、反映していくべきと思いますが、ご所見を伺います。

2点目は、ブロック塀等の撤去支援などについてです。6月の大阪府北部地震では、登校中の女子児童を含む2名がブロック塀の倒壊により亡くなり、400名を超える負傷者が出るなど、甚大な被害となりました。区議会公明党は、地震発生後、直ちに区立小中義務教育学校を含む全ての区有施設と通学路のブロック塀の安全対策や民家の安全確認の仕組みづくり等の要望書を濱野区長に提出しました。その後、区として調査を行い、危険なブロック塀について適切に改善を行うなど、素早い対応が図られたことは評価します。

一方、通学路については、調査の結果、危険が認知された箇所が個人所有のため改善が図れず、通学路以外にも区内各地で古く危険な壁が多く残っています。こうした課題解決のため、会派の要望を受け、

第3回定例会に撤去費用等の補正予算が提出されたことは高く評価します。そこで、助成制度の内容について、対象地域や対象となる壁の種類、また助成金額等の支援内容について、既存の助成制度との違いとあわせてお知らせください。

私は、昨年第1回定例会代表質問でブロック塀の倒壊対策について質問し、木密地域等での全戸訪問も含めた周知啓発と診断の仕組みづくりなど取り組みの強化を求めてきましたが、改めて今回の助成制度の創設を踏まえ、対象の区民が漏れなく制度を認識し、適切な危険の改善が図られるよう、対象者への戸別訪問など周知啓発の徹底を要望しますが、ご所見を伺います。

3点目は、学校での防災教育と「こども防災手帳」の作成についてです。7年半が経過した東日本大震災では、多くの住民が津波で犠牲になる中、岩手県釜石市の小中学校の約3,000名の児童・生徒が、日ごろから取り組んできた防災教育を生かして即座に避難し、残念ながら犠牲となった子どももいましたが、99.8%が生存。「釜石の奇跡」としてクローズアップされ、大きな教訓となりました。中でも、鶴住居地区では高台に率先して避難する子どもたちの姿を通して、周囲の大人たちも後に続き一命を取りとめた事例を通して、改めて真剣な子どもたちの姿勢が大人に与える影響の大きさを実感したところです。品川区議会でも、震災後の委員会や本会議等で、会派を超え多くの議員がこうした事例を通して小中学校での防災教育の重要性を訴えてきましたが、7年半たった現在の取り組み状況とこれまでの成果、今後の課題について伺います。

先日視察した愛知県尾張旭市では、今年4月から「こども防災手帳」を発行し、全小学生に配布をしたとのことでした。南海トラフ巨大地震の発生が叫ばれる中、同市では、小学生からの防災意識の高揚を図るため、子どもにわかりやすく緊急時の対応等を伝える方法について平成28年から検討し、翌29年からは子どもの視点をさらに取り入れるため、教育委員会や小中学校、PTA連絡協議会の協力も受け、ことし4月の発行に至ったとのことでした。手帳は手に取りやすいA5サイズの大きさで、1年から3年生用と4年から6年生用の2種類作成し、非常時の持ち出し品や避難所の場所、家族の待ち合わせ先、連絡方法等、家族で話し合い、手帳に記入していく内容となっており、学校での避難訓練の事前学習として授業等での活用も行っていく予定とのことでした。

品川区では、「わが家の防災ハンドブック」を全世帯に配布するなど、防災意識の向上を図っていますが、主に大人向けの内容となっており、小学生にはわかりづらい表現もあります。そこで、家族と一緒に防災について話し合い、防災意識の向上につながるよう、今年度改定予定の「わが家の防災ハンドブック」の発行とあわせた（仮称）こども防災手帳の作成を提案しますが、ご所見を伺います。

次に、台風やゲリラ豪雨等による浸水・高潮・土砂災害対策について伺います。

1点目は、浸水ハザードマップの早期改定と高潮ハザードマップの策定についてです。先日、西日本を中心に甚大な被害となった平成30年7月豪雨では、200名を超える死者、行方不明者が出るなど、平成最悪の水害となり、復旧にはほど遠い状況です。特に被害の大きかった岡山県倉敷市真備町では小田川や高馬川の堤防決壊などにより町の4分の1が浸水し、50人を超える犠牲者が出たとの報道がありました。真備町では、2年前に作成された市のハザードマップとほぼ同じ場所で浸水被害が出たにもかかわらず、住民への周知不足によって避難が進まず、堤防決壊の4分前に避難指示が出されるなど、自治体の避難情報発令のタイミングについても課題が指摘されました。

品川区では、集中豪雨等によって平成元年8月1日に823棟、平成11年8月29日には2,800棟に及ぶ大規模な床上・床下浸水があり、目黒川の氾濫や道路の大規模な冠水被害も出ています。こうした被害の軽減のため、目黒川に雨水調整池の整備や立会川のバイパスとなる第2立会川幹線の整備などによって、

その後は河川の氾濫等の大きな被害は出ていませんが、近年の気候変動の状況を見ると、今後も安全とは言いきれません。

そこで、いざという時の避難に役立てるため、区民自らがハザードマップを活用した日ごろの準備が必要となりますが、品川区の浸水ハザードマップは、浸水予想図とあわせて過去の被害実績が掲載されていることは評価しますが、作成時期が平成18年と古く、12年間更新されていません。河川を管轄する東京都から最新のデータがないため更新できないとのことですが、頻発する災害発生に備えて、早急に必要データの提供を都に求めるとともに、最新データに基づいた浸水ハザードマップの早期改定を求めますが、ご所見を伺います。

ところで、東京都が本年3月に過去最大クラスの台風を想定し策定した高潮・浸水想定区域図によると、区内の9割が浸水する墨田・葛飾・江戸川などとともに23区中17区に被害が及び、品川区でも沿岸部や目黒川沿いの地域を中心に、区内の約4分の1を占める5.23平方キロメートルが浸水するとの想定が示されました。都の発表資料では、この高潮・浸水想定区域図をもとに、今後は各自自治体で高潮ハザードマップを策定し、区民への周知を図ることとなっていますが、今後の区の取り組みについて伺います。

昨年10月の台風21号の際には、区内の一部に高潮警報が発令されており、温暖化の進展に伴い、今後はさらに高潮被害が増えることも予測される中、先ほどの浸水ハザードマップ改定とともに、高潮ハザードマップの早期策定を要望しますが、ご所見を伺います。

2点目は、浸水および高潮避難施設の指定についてです。大雨などで避難勧告や避難指示が出された際、夜間であったり、避難所までの距離があるなど、高齢者のみでは避難できない状況も見受けられます。そのようなときに、自宅での垂直避難では、浸水する危険がある場合等に一時的に避難ができるよう、区有施設とあわせて民間施設に協力を呼びかけ、現在実施している津波避難施設と同様に浸水および高潮避難施設として指定を進めるよう提案しますが、ご所見を伺います。

3点目は、浸水・高潮および土砂災害を想定した避難訓練の実施とマイ・タイムラインや個別支援計画の早期策定について伺います。朝日新聞社のアンケートでは、数十年に一度の災害発生の確率が高い場合に発令する特別警報が出された307市町村の中で、避難指示が出た地域住民の約177万3,000人のうち、実際に避難所に避難した割合は2.6%であったとの報告があり、7月の西日本豪雨でも、正確な集計はこれからとしつつも、おおむね同様の傾向との報道がありました。

品川区ではこれまで避難指示の発令はありませんが、平成27年9月の台風18号の際、土砂災害警戒地域にて区内初の避難勧告が発令され、昨年10月の台風21号では、同地域の298人に避難準備・高齢者等避難開始が発令、その後、立会川河口部の高潮警報を受け避難勧告が出され、その都度避難所の開設を行っていますが、実際の避難者は数名にとどまっています。そこで、いざというときに命を守る速やかな避難行動につなげるため、区が指定している目黒川の氾濫や土砂災害による避難対象区域において、地震とは別に浸水・高潮・土砂災害を想定した避難訓練の実施を提案しますが、ご所見を伺います。

平成27年の関東・東北豪雨で鬼怒川の氾濫により甚大な被害が出た常総市では、堤防が決壊した地域に避難指示が出たのが特別警報の5時間半後だったことを教訓に、災害発生の想定時間からさかのぼり、事前に行う対策を時系列で示すいわゆるタイムラインの策定に取り組み、国交省との連携のもと、モデル地区での検討会を実施し、住民一人ひとりが自分自身の生活環境や家族構成に合ったオリジナルのタイムライン、いわゆるマイ・タイムラインの作成を進めています。

先日の都議会第3回定例会で伊藤都議がマイ・タイムラインづくりの支援策を要望した際、区と連携

した住民参加型のワークショップの拡充や、都独自の作成ツールの開発を行うとの答弁がありました。そこで、都の動きも注視しつつ、浸水・土砂災害避難対象地域でのマイ・タイムラインの作成と、現在実施している避難行動要支援者の個別支援計画の浸水版の策定を提案しますが、それぞれご所見を伺います。

最後に、環境対策にも役立つ災害時の電力確保について伺います。

先日の北海道胆振東部地震では、道内最大の火力発電所の停止が引き金となり、北海道全域にわたる約295万戸が停電し、一瞬にして電力供給がなくなる状態、いわゆるブラックアウトが起き、スマートフォンなどの通信機器の充電場所を求めて、市役所等の公共施設などに並ぶ多くの住民の姿がニュースに繰り返し映し出され、改めて災害時の電源確保の重要性について考えさせられました。また、首都直下地震の被害想定では、品川区の想定停電率は47.4%と23区で4番目に高く、区内の約半分で停電が危惧されています。

そこで、1点目は、太陽光発電の促進についてです。北海道でのブラックアウトの際、太陽光発電パネルを設置していた家庭のおおむね8割が、停電時に太陽光発電が役に立ったとの調査結果の報道があり、被災者のツイッターの書き込み等を見ると、蓄電システムまで完備していた家庭では夜間も含めて電気が使用でき、そうでない家庭でも自立運転モードに切りかえて、日中は一定程度の電気が使用できたとのことでした。

品川区では、これまで地球温暖化防止対策として太陽光発電システム設置助成事業を実施し、東日本大震災後には計画停電などで区民の省エネ意識が高まる中、利用件数は増えたものの、その後は助成金額の減額等もあり利用者は減少し、今年は3件の助成にとどまっています。また、今後は国の固定価格買い取り制度が来年11月で10年となり、買い取り期間終了となる家庭が毎年出てくることに伴うさまざまな不安、いわゆる2019年問題を控えて、太陽光発電の需要がさらに低下していく傾向にあります。

一方、地球温暖化の進展により、今後ますます巨大台風の発生などが危惧される中、太陽光などの自然エネルギーの普及促進は待ったなしです。そこで、環境にもやさしく、災害時の電源確保に役立つ太陽光発電システム促進のため、助成額の増額とあわせて、都が実施している蓄電システムへの助成の周知啓発を提案しますが、ご所見を伺います。

あわせて、太陽光発電パネル設置の区有施設における蓄電地の設置について、未設置施設への積極的な設置と自立運転による電源利用の可否について、早急に総点検を実施するよう提案します。また、大規模災害時の電力確保のため、広域避難場所の戸越公園や区民公園、さらにいっとき集合場所となる公園や防災広場への太陽光発電パネルの積極的な設置を要望しますが、それぞれご所見を伺います。

2点目は、蓄電池となる電気自動車の普及促進についてです。ことし3月策定の品川区環境基本計画には、「首都直下地震等の大規模な災害に備え、家庭・事業所・区施設等における緊急時のエネルギー確保のあり方について、再生可能エネルギーや電気自動車や燃料電池車も含む蓄電池、自立分散型エネルギーの導入推進も含めて検討する必要がある」と今後の方針が示されています。

品川区では現在、環境負荷の少ない電気自動車を環境課に1台、地域活動課に4台保有し、今年度はさらに5台の増車を予定していると聞いていますが、区有車に占める電気自動車の割合はまだ低い状況です。そこで、今後の電気自動車の増車について、環境と災害対策の両面からの必要性についてご所見を伺います。

先日、都知事が記者会見し、来年度、個人への電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車の購入助成を予定しているとのことでしたが、都の動向を注視しつつ、上乗せ助成の検討を要望しますが、

ご所見を伺います。

練馬区では、災害時の電力確保として、ことし8月から災害時協力登録車制度を創設し、区民や事業者が所有する電気自動車などの非常用発電装置などが機能しない場合に小中学校の避難所の電源として活用する取り組みをスタートし、9月には日産自動車と災害時における電気自動車からの電力供給に関する協定を結び、区内の販売店舗所有の試乗用電気自動車を区へ無償貸与し、急速充電スタンドの優先利用も実施するなどの取り組みを行っています。

こうした事例を参考に、電気自動車保有の事業者との協定締結など、災害時に蓄電池となる電気自動車の積極的な活用と普及促進を提案しますが、ご所見を伺います。また、普及に当たっては専用の充電スタンドの設置拡大も欠かせません。区では本庁舎や区民公園、スクエア荏原の3か所に設置し、一部で無料充電を行うなどの取り組みは評価しますが、まだまだ民間の設置拡大も進んでいない状況から、さらなる区有施設への充電スタンドの設置が必要と感じます。そこで、電気自動車の普及促進とあわせた充電スタンドの設置についてのご所見を伺います。

以上で区議会公明党の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、まずコミュニティバスの導入についてお答えをいたします。

初めに、地域交通検討会の検討状況についてですが、区内における地域交通を調査し、バリアフリーの観点や利便性の向上について検討が行われました。その中で新たな公共交通網の拡充については、現状の公共交通の水準と不便な点をしっかり確認するべきとの意見をいただきました。

次に、コミュニティバス導入に向けた思いと今後のスケジュールについてですが、区内の鉄道駅やバス路線は利便性の高い環境となっておりますが、バス停から遠い地域もあります。コミュニティバスの導入は、既存のバス路線網との重複や財政負担のあり方など課題も多くございますが、地域交通検討会の意見も踏まえ、運行ルートや事業採算性について来年度より具体的な検討を開始してまいります。検討に当たりましては、地域交通検討会で議論をいただきながら、交通利便性のさらなる向上と地域特性に応じた効率的な地域公共交通の実現に向け取り組んでまいります。

続きまして、区立学校の体育館への冷暖房設置についてお答えをいたします。まず、補正予算に至った経緯がありますが、これまでも区議会を中心に、PTA、体育館利用者等からも設置の要望をいただいております。コスト面も含め、慎重に検討を重ねてまいりました。そのような中、ことしの夏の猛暑を受け、児童・生徒のより安全な教育環境を整備する必要性や避難所機能の向上、さらには一般開放の利用促進といった観点から、設置に踏み切ったものであります。

補正予算の主な内容といたしましては、設置に当たっての手法の検討経費や電源設備の設計費および改築中の学校における工事費であります。導入スケジュールにつきましては、できる限り早期に設置したいと考えております。なお、国や都の補助制度につきましては、概要がわかり次第、積極的に活用してまいります。冷暖房設置後の体育館の活用につきましては、避難所運営マニュアル更新支援業務の中で具体化してまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、学校での防災教育についてお答えいたします。

東日本大震災以来、本区においては、首都直下地震への対応として、各学校が市民課などを通じた学習や避難訓練実施のほか、標語コンクールによる防災意識の向上等に取り組んでおります。具体的には、

1・2年生の市民科では、「火じや地しんががおきたとき」をテーマに安全な避難の方法について学んだり、毎月の避難訓練では、緊急時における的確な避難行動の定着を図ったりしているところであります。

これらの取り組みにより、児童・生徒は防災に関する知識と実践的能力を着実に身につけ、防災意識も深まってきているものと考えております。今後の課題といたしましては、さまざまなケースを想定した訓練を繰り返すことで実践力を一層高めていくとともに、家庭の防災力の向上にもつなげていくことであると認識しています。

議員ご案内の「こども防災手帳」ですが、本区の各学校ではこれまで使用してきた副読本や補助教材「3.11を忘れない」を改訂した「防災ノート」を7月に全児童・生徒へ配布したところです。このノートには1年から3年生用、4年から6年生用、中学生用があり、発達段階に合わせた内容や表記となっています。さらには、親子で品川防災体験館を訪れることでスタンプをもらえるページがあるなど、家庭への働きかけをより充実させた身近な内容ともなっております。今後とも、防災ノートの有効な活用方法を工夫しながら防災教育の充実を図り、児童・生徒が自ら判断し、行動することのできる力を育ててまいります。

[都市環境部長中村敏明君登壇]

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、ブロック塀等の撤去支援と災害時の電源確保についてお答えいたします。

初めに、ブロック塀等の撤去に関する助成制度についてですが、新たに創設する助成制度では、区内全域の道路沿いにある塀のうち、道路面からの高さが80センチメートルを超え、安全確認がとれないコンクリートブロック塀、万年塀、石積み塀、レンガ塀を対象といたします。助成金額は、撤去工事では、工事費の全額、ただし限度額が長さ1メートル当たり3万円、また、撤去後に軽量フェンス等を設置する場合の助成金額は工事費の2分の1、限度額をフェンスの長さ1メートル当たり4万2,000円とするものです。

また、既存の助成制度との違いにつきましては、これまで道路沿いの緑化や細街路の拡幅を目的として撤去費用の一部助成を行っておりますが、今回の制度では、災害時の塀の倒壊から人命を守るための危険な塀の撤去を目的とするもので、助成額も既存制度のものより手厚いものとなっております。今後、各種媒体を活用した助成制度の周知啓発を積極的に行うとともに、塀の所有者に対する個別の指導・助言を丁寧に進めてまいります。

次に、災害時の電源確保についてお答えいたします。

初めに、太陽光発電システムについてですが、区では、品川区環境基本計画において、エネルギーの低炭素化や災害時等のエネルギー確保の観点から、太陽光発電などによる再生可能エネルギーの活用や蓄電池の設置について、その必要性をお示ししているところでございます。区としましては、引き続き太陽光発電システムの設置への助成を実施するとともに、助成額の変更につきましては、機器の価格や国の制度等の動向などを注視しながら判断をしております。また、蓄電池助成の周知につきましては、区でもパンフレットの配布や制度の案内などを行っておりますが、今後もさまざまな機会を捉え、努めてまいります。

次に、区有施設への太陽光パネルおよび蓄電池の設置についてですが、現在、区民避難所となる区立学校など一部の区有施設では設置しており、今後も設置を進めていく予定でございます。また、設備竣工時には自立運転が可能であることの確認を行っております。広域避難場所や一時集合場所となる公園

等につきましては、電力の確保として、既にハイブリッド型公園灯や太陽光発電による時計などを設置しているところですが、災害時の長期の停電に対する電力の確保も重要であり、引き続き太陽光パネルを含め、さまざまな手段による電力の確保に努めてまいります。

次に、電気自動車についてですが、庁有車は買い換え時期を捉え、環境にやさしい自動車としていくことを基本に考えております。また、災害時の拠点となる地域センターでは、停電時の電源確保の観点から電気自動車への買い換えを進めており、全ての地域センターへの導入に向け、引き続き更新を行ってまいります。また、他の庁有車につきましても、環境面や防災面に配慮した自動車の導入を検討してまいります。

次に、電気自動車への助成についてですが、現在、国ではさらなる普及に向け、個人向けへの助成を実施しております。区としましては、国の動向や都が実施する助成内容等を注視し、助成のあり方について研究してまいります。また、電気自動車の活用は、停電時の電源として有用であると認識しておりますので、事業者との協定締結など、他自治体の事例を踏まえ、活用と促進に努めてまいります。

次に、充電スタンドについてですが、まずは電気自動車を所有する方がご自宅などで充電することが基本となりますが、外出先における充電切れへの解消にはまだ不足していると捉えております。区有施設への設置につきましては、施設の規模や用途等に応じて検討するとともに、駐車場のある店舗や時間貸し駐車場、車の販売店などの民間事業者に対して引き続き設置の協力を求めてまいります。

〔災害対策担当部長曾田健史君登壇〕

○災害対策担当部長（曾田健史君） 私からは、台風やゲリラ豪雨等による浸水・高潮・土砂災害対策についてお答えします。

初めに、浸水ハザードマップの早期改定と高潮ハザードマップの策定についてですが、今年度、防災地図の更新に合わせ、浸水ハザードマップの更新および高潮ハザードマップの策定を行っているところです。作成後は、改定した「わが家の防災ハンドブック」とともに全戸配布し、周知を図ってまいります。目黒川に関する浸水ハザードマップについては、現在、都が浸水予想区域図の改定作業中ですので、まとも次第、速やかに改定してまいります。

次に、浸水および高潮避難施設の指定についてですが、緊急時に有効であり、施設所有者との災害時の協力・連携方法について今後検討してまいります。

次に、浸水・高潮および土砂災害を想定した避難訓練については、既に実施している避難誘導ワークショップ訓練や区の風水害初動訓練に取り入れていくなど、実施方法について引き続き検討してまいります。

次に、マイ・タイムラインについてですが、区民一人ひとりが作成することは避難行動をとる上で有効となりますので、国や都の動向を注視し、今後、啓発に努めてまいります。

次に、避難支援個別計画につきましては、「避難行動要支援者の支援体制づくりの手引き」に基づき、浸水・高潮および土砂災害にも対応できる避難支援個別計画を作成するよう、防災区民組織に働きかけてまいります。このため、今後は要支援者を支援する組織づくり支援業務の中で、これまで対象としてきた大規模震災に加え、浸水・高潮および土砂災害における計画の作成の支援も検討してまいります。

○たけうち忍君 自席より再質問と1点要望を行わせていただきます。それぞれご答弁ありがとうございました。

要望については、子どもたちへの防災ハンドブックということで、今、7月から配布されていると伺いましたけれども、恐らく東京都で策定されたものが配布されていると思いますので、内容等は多分非

常にいい内容にはなっていると思うんですが、まだ配布されたばかりだと思うんですが、これから品川ナイズしていくようなところの必要があれば、ぜひそれも含めて検討していただきたいと思います。これは要望でございます。

それから、今、高潮のハザードマップについて部長よりご答弁いただきました。進めていますというふうに伺ったんですけれども、私の認識ではまだ高潮のハザードマップはこれからなのかなと思っていますが、そこをもう一回確認させてください。

〔災害対策担当部長曾田健史君登壇〕

○災害対策担当部長（曾田健史君） 再質問にお答えいたします。

高潮ハザードマップの作成については、現在、防災地図の作成の中でそれを取り入れるということで進めているところでありますが、まだ作成に着手した段階で、確かにまだこれからという段階でございます。

○副議長（こんの孝子君） 以上でたけうち忍君の質問を終わります。

次に、筒井ようすけ君。

〔筒井ようすけ君登壇〕

○筒井ようすけ君 筒井ようすけです。一般質問を行います。

1つ目の質問は、羽田新飛行ルートについてです。

国土交通省が訪日外国人の増加とそのための利便性向上をめざして、羽田空港国際線増便を行いたいがために、南風時の15時から19時の間1時間44回、つまり、約1分半置きに品川区低空を航空機が飛行するという羽田新飛行ルート案の問題です。この新飛行ルートが実現してしまうと、約80デシベルの騒音、航空機からの落下物、テロ、ハイジャックなどによる墜落、そして、お住まいの不動産価値の約30%もの下落という4つのリスクに区民はさらされることとなります。そして、現状のままでは区民や区にとってノーメリットと言えます。「品川区はうるさくて危ない街」という低評価を受け、品川ブランドを傷つけることになってしまいます。

後に述べる横田空域の問題も出てきており、新飛行ルートの実現が不透明になってきている状況ですが、今述べた4つのリスクとノーメリットという事態に多くの区民は怒りと不安にかられており、羽田新飛行ルートを撤回、反対すべきという声が高まっております。8日に発生したエールフランス機の品川区を含む都心低空飛行でも、多くの区民の驚きと怒りの反応がありました。

先日の品川区長選挙においても、羽田新飛行ルート撤回を公約に掲げる新人候補が2名おまして、その2名の合計得票数は5万3,847票であり、撤回を公約に掲げていない濱野区長の4万9,965票を上回りました。つまり、羽田新飛行ルートの撤回を望む区民のほうが多いということです。

また、濱野区長も、区長選最終日にご自身の選挙カーに羽田新飛行ルート反対の旨のステッカーを張っていたと聞き及んでおりますし、ご自身のホームページにも「粘り強く空路変更も含め、国交省と交渉する」とあります。そういったことからか、濱野区長を支持された区民の方の中にも、羽田新飛行ルートに反対の方が相当数いたという調査結果も出ております。

新飛行ルートを容認する区民も積極的容認ではなく、諦めに近い消極的容認のほうが多いように見受けられます。したがって、いずれにせよ、大手を振って賛成する区民はほとんどいないと考えられます。ぜひ、このような状況、区民の民意を踏まえて、以下の質問にお答えをお願いします。

区長選挙の結果だけではなく、改めて確固たる区民の羽田新飛行ルートに対する民意を問うために、区主催で羽田新飛行ルートについての区民アンケートを実施するべきだと考えますが、いかがでしょうか

か。また、再三、国交省に対して議会や区でも要望している羽田新飛行ルートについての教室型説明会が行われていません。そこで、もはや国交省の対応を待ってもらちが明かないので、区主催で国交省の担当者と呼んでの教室型説明会の開催を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。それぞれご見解をお知らせください。

また、新飛行ルートは、在日米軍の横田基地が航空管制を担当している横田空域を一時的に通過することになります。このことから、国は航空機の横田空域の通過と航空管制の担当を要求しましたが、アメリカ側は横田空域の通過と日本による航空管制を認めないとの考えを示しており、アメリカ側との協議は難航しており、膠着状態が続いております。この状況を好機と捉え、先に述べたとおり、ほとんどの品川区民は反対しているという状況を伝え、国交省に対し、羽田新飛行ルートの撤回を求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、騒音や落下物などの具体的対策が不十分であり、教室型説明会が一度も実施されないなど、区民への説明、周知も決定的に不十分です。これは、区も議会も共通の認識だと思います。区は最近の答弁で、騒音、落下物等の対策や説明周知が不十分な状況が続くと、ルート見直しを求めることを含めて納得しかねるということ述べておられます。しかし、仮に新飛行ルートが実現するとなると、来年の暮れあたりには新飛行ルートの正式決定がなされるとも言われております。

今までの国交省の態度を見ると、この時期までに具体的対策や説明、周知が不十分な状況が解消されるとは到底思えません。区は、このような現状をどう認識されているのでしょうか。そして、もう実現までの時間がない中、今まさに国交省に「納得しかねる」、すなわちルート見直しを伝えるべきだと考えますが、いかがでしょうか。それぞれご見解をお知らせください。

また、濱野区長は、区長選時に公約として、羽田新飛行ルートに対しては、何よりも区民の安全・安心を最優先と掲げておられましたが、どのようにそれを実行されるのか、具体策をお知らせください。

また、横田空域の問題は、羽田新飛行ルートが実現してしまうのか否かの鍵を握るものです。横田空域の問題については敏感にアンテナを張り、積極的に情報収集を行っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、2年前の国交省と区との新飛行ルートをめぐる面会、交渉の記録が国交省側にはあるが、区にはないということが大変大きな問題となりました。羽田新飛行ルート問題は、区民にとって非常に重大な問題であるので、今後は、区は国交省との交渉について、区民と議会に対して適宜適切に情報公開をするべきと考えますが、いかがでしょうか。それぞれご見解をお知らせください。

2つ目の質問は、オリンピックの景気取り込み策と安全対策についてです。

2020年、品川区にも東京オリンピックがやってきます。東京オリンピックによって発生する景気・経済効果をいかに多く品川区に取り込めるか、区民の皆様にもその実感を持っていただけるかが重要になってきます。そのため、区内、国内の皆様はもとより、訪日外国人のインバウンド対応の効果的な都市型観光の推進が必要となります。かつて東海道五十三次の1番目の宿場町だった品川、再び世界の宿場町と言われるほどの活気と魅力あふれるまちにすべきです。

品川の誇る水辺と歴史文化の活用など国内外の人を引きつけるまちづくり、インフラと施設整備をこれまで以上に積極的に行う必要があると考えます。今こそ「何でもほどほどの品川区」から脱却し、品川区の評判を国内外に高め、品川区に住む価値、品川のブランド力を高める好機とも考えております。以上のように、東京オリンピックによって発生する景気・経済効果の品川区への取り込み策を進めるべきですが、区としてはどのように考えておりますでしょうか、具体策をお知らせください。

また、オリンピック開催時には、区でも宿泊施設が不足するおそれがあります。今の区条例による民泊規制を緩和して、オリンピック開催時期の期間限定で、制限地域での民泊可能日数を延長するべきではないかという声も出ております。区としては、懸念される宿泊施設不足に対していかがお考えでしょうか、お知らせください。

また、オリンピックは夏の暑い時期での開催となります。観客等の熱中症対策など暑さ対策はいかがお考えでしょうか。さらに、地震、火事などの災害時における観客等の避難対策はいかがお考えでしょうか。以上、それぞれの安全対策をお知らせください。

3つ目の質問は、水辺活用として東八潮の活用をについてです。

品川区東八潮、船の科学館の真隣の江東区青海に新客船埠頭「東京国際クルーズターミナル」が、遂に2020年7月14日に開業予定です。世界的に有名な豪華客船「クイーン・エリザベス」も入港予定で、新たな首都の玄関口、ランドマークとして注目されているところでもあります。そこで、区としては、東八潮がこのクルーズターミナルの真隣に位置するという好立地を生かして、水辺活用の一大活性化拠点として生かすべきと考えます。

品川区まちづくりマスタープランにおいても、東八潮は、臨海副都心と品川新拠点をつなぐ結節点として捉える、品川浦・天王洲を結ぶ舟運等、区としての東八潮地域の有効な利活用方策について検討するとあります。東京国際クルーズターミナルが開業されようとするまさに今の時期が、有効な利活用方策を考えて進めるチャンスでもあります。東八潮にターミナルと連動するような新しいにぎわい施設をつくる。そこに舟運で目黒川、京浜運河を通り、東京湾を渡り、品川区本土と東八潮を結んでいく格好の水辺活用かと思えます。例えば、開業予定の五反田リバーステーションから東八潮まで一直線で結んでいく、こういったことも考えられるのではないのでしょうか。

課題となっている区内からの交通手段が限定されているということも解消できると考えます。クルーズターミナルで客船からおり立った訪日外国人を品川区本土に効果的に誘引する役割を担えます。もちろん、区民の方が東八潮やクルーズターミナルに行きやすくなります。また、東八潮はオリンピック区内開催競技であるビーチバレー会場となります。ターミナルでおりた訪日外国人等を誘引できる取り組みが当然必要ですが、区民の方が会場に行きやすくするためにも、品川区本土から東八潮を結ぶ舟運が必要です。以上のように、ターミナル開業を好機と捉え、舟運やにぎわい施設などの整備をして、東八潮を水辺活用の一大活性化拠点として生かすべきと考えますが、いかがでしょうか。区のご見解をお知らせください。

4つ目の質問は、受動喫煙防止対策についてです。

たばこはもはや万病のもととなっております。特に他人の喫煙により発生した煙による健康被害が問題となっていること、中でも子どもや従業員を守る必要があること、国際標準の受動喫煙防止というオリンピック開催都市としての義務を果たすべきことから、東京都は受動喫煙防止条例を成立させました。ここで問題となるのは、現場となる品川区で都の受動喫煙防止条例がしっかりと機能し、受動喫煙が実際に減っていくという実効性を出すことが重要です。区では、ホッケーとビーチバレーの2つのオリンピック競技も実施されることから、国際的にも実効性が重要です。

そういったことから、東京都は、条例の実効性を担保するべく、受動喫煙防止のハード整備として、区の公衆喫煙所整備と中小飲食店・宿泊施設への喫煙専用室整備の補助を行っていくことになりました。また、ソフト面の整備として、区役所内に都条例の説明・相談窓口の設置助成も行っていくことになりました。そこで、区に対して都から具体的な補助や支援のお話は進んでいるのでしょうか。今の進捗状

況をわかる範囲でお知らせください。

また、たばこをやめたい方への禁煙サポートも同時に必要と考えます。現在、上限額1万円、定員50人の禁煙外来治療費助成をさらに拡充し、上限額増、定員増を行っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。加えて、禁煙のメリット、成功のコツなどの啓発活動も行っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。それぞれご見解をお知らせください。

また、既に禁煙の飲食店や都条例施行に先駆けて禁煙にした飲食店を支援すべく、区内禁煙飲食店の紹介、マップ作成を行うべきと考えます。お隣の港区でも、飲食店における受動喫煙防止対策の普及啓発を推進する目的で、みなとタバコ対策優良施設登録飲食店ガイドブック「港区 煙（たばこ）のないレストラン」を発行、配布するという取り組みを行っております。品川区でも禁煙・受動喫煙防止に頑張っており、取り組まれている飲食店を支援するために、同様の取り組みを行っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。ご見解をお知らせください。

そして、受動喫煙防止の実効性を高めるという観点から、路上喫煙、たばこ投げ捨ての徹底撲滅のため、現在の区の歩行喫煙等防止条例の罰則強化、例えば現在の1万円以下の過料額から引き上げの実施、巡回指導員の人員増と積極的な注意活動の強化、路上喫煙禁止・地域美化推進地区の指定地域拡大を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。ご見解をお知らせください。

5つ目の質問は、コミュニティバスについてです。

私は、議会でコミュニティバス導入を提案してまいりました。このたび、濱野区長が先日の区長選において、公約としてコミュニティバス導入を掲げたことを大歓迎いたします。私がコミュニティバス導入を提案した主な理由は、現在、電車などの交通網は縦軸のラインがほとんどで、品川地区と荏原地区を結ぶ横軸の交通網が不足しているからです。つまり、品川区の東西が分断されているような状況で、お互い行き来しにくくなっております。そのため、これを解消すべく、品川地区と荏原地区を結ぶ、区の東西を結ぶ横軸の交通手段としてコミュニティバス導入が必要だと考えているからです。

ただ、赤字になるおそれが懸念され、これが理由でコミュニティバス導入は今まで見送られてきました。しかし、私は、区内企業を中心とした企業広告のバス車内やラッピングでの掲載で、大幅な赤字は抑えていくことは十分可能ではないかと考えております。需要が高いと思われるルートにまずは絞り込んでいくことなどでも赤字は抑えられると思われまます。

また、バスをEV、すなわち電気自動車にする、もしくは水素自動車にするなど、環境対応車にすることによって、品川区は環境にやさしいまちづくりを行っているという区の環境PR、シティプロモーションになると考えられ、それは単純にお金では置きかえられない無形の財産価値を生み出します。このことは概念上、赤字分から差し引かれるべきものと考えます。また、水素自動車の場合、水素社会を推し進める東京都から補助を受けられる可能性もあり、この点も赤字を抑えられる方策だと思われまます。

以上、知恵や工夫、捉え方によりさまざまな赤字解消策が考えられますが、区としては、懸念される赤字解消策をどのようにお考えでしょうか、お知らせください。また、先に述べたコミュニティバスの運行ルートは具体的にどのようにされていくのでしょうか。今後の見通しをお知らせください。

また、関連して、やはり品川区役所の前にはコミュニティバスのバス停が必要だと考えますが、いかがでしょうか。ご見解をお知らせください。

6つ目の質問は、無電柱化の現状と今後についてです。

私は、品川区の歴史ある街並み、道路の景観の確保・発展のために、無電柱化推進をすべきと区に求めてきました。無電柱化の3大メリットは、1、防災、2、日常利便性、3、景観です。この3大メリ

ットの実現と、品川区がもはや無電柱が当たり前である国際都市となるためにも、無電柱化の推進をすべきです。そして、無電柱化の実質的効果を得るためには、区内の道路で最も多い区道の無電柱化を達成する必要があります。

ここで、小池都知事が東京都無電柱化計画を策定し、区の無電柱化促進のため、財政支援、技術支援を行うこととなり、区の費用負担は大きく軽減され、技術面の不安も払拭されることとなりましたが、現在の区の無電柱化の取り組み状況と今後の予定をお知らせください。

以上で筒井ようすけの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、オリンピック景気の取り込み策と安全対策についてお答えを申し上げます。

初めに、オリンピック景気の取り込み策についてですが、区はこれまで、観光情報の多言語化や、旧東海道品川宿周辺、水辺環境などの観光資源の整備に取り組んできたところであります。また、「英語少し通じます商店街」事業の実施をはじめ、外国人向けサービスに積極的な店舗を商店街連合会と連携してPRするなど、商店街での新たな顧客の取り込みにも努めております。東京2020大会やその先を見据え、区内の観光スポットや商店街が外国人観光客を含む多くの人でにぎわい、経済効果が得られるよう、シティプロモーションの観点からも積極的に取り組んでまいります。

次に、宿泊施設不足への対応についてお答えいたします。宿泊施設につきましては今後も持続的に不足するものと捉えており、法、条例に基づく民泊の活用等による当面の対応とともに、旅館、ホテル事業者や開発事業者に対し、宿泊施設の誘致等について機を捉えて要請してまいります。

次に、オリンピック・パラリンピック開催時の暑さ対策につきましては、東京都と大会組織委員会が中心となって検討しているところであります。具体的にはミスト装置の設置、給水、休憩所、外国人向けの熱中症関連情報の発信についてなどであり、それら検討状況を注視し連携をとりながら、区は並行して不足部分を補完することで役割を果たしてまいります。

次に、災害時における観客等の避難対策についてですが、東京都の設置する東京2020大会に向けた東京都安全・安心推進会議に参画し、都区連携して対策を進めているところであります。第一義的には、都および大会組織委員会が施設管理者として対応することとなりますが、区といたしましては、災害時における帰宅困難者対策と同様に情報提供や避難誘導を行い、あらかじめ指定された避難場所へ避難していただくことになると考えております。

その他のご質問等につきましては、各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港の機能強化とコミュニティバスについてお答えいたします。

初めに、羽田空港の機能強化につきまして、区民アンケートや教室型説明会の実施についてですが、国策として進める国が、国の責任において実施すべきものであると考えております。

次に、横田空域につきましては、国際間の交渉に関しては国が担う役割であります。区としても都との連携を図り、必要な情報を収集してまいります。

次に、国の説明、周知につきましては、これまでも複数回にわたる説明会やニュースレターなどを通じ、落下物などの安全対策や騒音対策が示されてまいりました。しかしながら、区民より、計画を知らない、詳しく教えてほしいという声が区に届いており、区としましても、今までの国の取り組みが十分

とは考えておりません。引き続きさまざまな手法によるきめ細やかな周知と、丁寧かつ具体的な説明を行うよう求めているところでございます。また、低騒音機のさらなる導入の促進や、本年8月に改正された落下物対策にかかわる関係法令の運用の徹底など、区民の安全・安心を最優先に国へ強く求めてまいります。

次に、国との面談の記録についてですが、今後も適宜適切に実施してまいります。

次に、コミュニティバスについてお答えいたします。

初めに、採算性についてですが、バス購入費などの初期投資や実施後の運用経費など、事業の採算性は大きな課題と認識しております。検討に当たっては、他の自治体の事例も参考にしながら、増収や経費削減方法についてさまざまな視点から検討を進めてまいります。

次に、運行ルートについてですが、既存のバス路線との重複やバス停の設置位置などの課題もごさいますが、利用対象者や利用頻度、また道路の状況調査を踏まえ、地域交通検討会にて議論もいただきながら、交通利便性のさらなる向上に向け、検討してまいります。

〔企画部長中山武志君登壇〕

○企画部長（中山武志君） 私からは、東八潮地区に関するご質問にお答えいたします。

初めに、東八潮への舟運につきましては、利用できる栈橋の確保や事業の採算性などの課題のあるところですが、特区における位置づけなどを踏まえた臨海部への航路について、国に対し、引き続き規制緩和を求めてまいります。

次に、にぎわい施設などの整備についてですが、この地区は区の土地がなく、直接施設整備を行うことはできませんが、国際客船ターミナルができることの効果は大きいと捉えており、東京都や公園内の民間施設などにも働きかけ、にぎわいの充実を図ってまいります。また、国道357号線の一般道が双方向で通行できるようになることから、こうした交通インフラを活用した区内陸への来訪者の増加について検討してまいります。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

○健康推進部長（福内恵子君） 私からは、受動喫煙対策についてお答えいたします。

ことし7月、東京都受動喫煙防止条例および健康増進法の一部を改正する法律が相次いで公布されました。都条例は、学校や保育所、幼稚園を敷地内禁煙にすることなど、一部改正健康増進法より厳しい受動喫煙防止対策を盛り込んでいます。都からの具体的な補助や支援については、既に事業実施要綱等が示されており、今後、具体的な区の事務が明らかになり次第、積極的に補助制度を活用してまいります。

次に、禁煙治療費の助成額および定員数の拡大についてお答えします。禁煙治療には、医療保険3割自己負担の方の場合、1万3,000円から2万円程度かかると言われておりますので、受益者負担の観点からも助成金額1万円は妥当と考えております。助成の定員については、昨年度の助成実績が50人に満たなかったため、現在、区民や医療機関への周知に努めているところで、実績の推移を見ながら拡大していきたいと考えております。

禁煙治療の啓発活動については、禁煙治療のメリットや禁煙外来実施医療機関を掲載した「禁煙外来マップ」を作成しておりますので、禁煙治療費助成の周知とあわせて活用してまいります。

禁煙に取り組む飲食店の紹介については、都条例の施行により、小規模な飲食店においても従業員を雇用している場合は原則禁煙の扱いとなりますので、当面は全面禁煙に向けた飲食店の取り組み状況を注視してまいります。

次に、歩行喫煙・ポイ捨て防止条例についてお答えします。区では、昨年度から生活安全サポート隊を増員し、路上喫煙禁止・地域美化推進地区内における取り締まりを強化するほか、シルバー人材センターによる巡回指導員も拡充してきております。また、増加傾向にある推進地区外での歩行喫煙などの迷惑行為に対しても、速やかに巡回や広報活動を行っております。さらに、本年度から喫煙マナーアップ街頭キャンペーンをたばこ事業組合や事業者などと連携して実施する予定であります。条例に規定する過料額の引き上げや推進地区の拡大などの点につきましては、受動喫煙防止条例施行後の状況を注視しつつ、地域のご意見等を伺いながら検討してまいります。

〔防災まちづくり部長藤田修一君登壇〕

○防災まちづくり部長（藤田修一君） 私からは、無電柱化についてお答えいたします。

区ではこれまで、商店街電線類地中化事業をはじめ、都市計画道路整備や再開発などさまざまな機会を捉え、道路の無電柱化を進めてきたところでございます。現在、基本的な整備の方向性を示す無電柱化基本方針の検討を進めており、今後、具体的な計画を取りまとめる考えでございます。引き続き国や都の制度を有効に活用しながら進めてまいります。

○筒井ようすけ君 自席より再質問させていただきます。

まず、東八潮の活用についてなんですけれども、東京国際クルーズターミナルの開業日は決まっておりますので、ここから逆算したスケジュールでもってぜひとも民間施設との交渉などを進めていただいて、区の水辺活用の一大活性化拠点として積極的に進めていただきたいと考えております。これは要望で終わります。

幾つか羽田についてなどご答弁いただけなかった点があるんですけれども、安全・安心を最優先の中身なんです、この具体策がちょっと聞かれないので、もう一度ご答弁をお願いしたいのと、またコミュニティバスについて、品川区役所前にコミュニティバスのバス停が必要だと私は考えており、それに対してのご見解がお答えになっていないので、改めてご答弁をお願いします。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 初めに、羽田空港の機能強化につきまして、安全・安心第一というところの具体策でございますけれども、現在、国におきましては、落下物、それから騒音などの環境影響につきましては、可能な限りの対策を講じたいということで、区も強くそれを求めているところでございます。そんな中では、実際に現在におきましては、安全基準を定めて、これを国際便等の航空会社に対して遵守するように求めたりですとか、また、騒音につきましては、料金体系の見直しによって大型航空機の料金が高くなるような、そういった低騒音機を誘導するような料金体系といったものを具体的にやってきているというところでございます。

ただ、区といたしましても、区から具体的に国に対して提案ということは非常に難しいとは考えますが、これだけでは十分とは考えておりませんので、引き続きさらなる環境影響への低減策について具体的に示すように国に強く求めるということで、安全・安心について区は国に対して第一優先として要望として伝えていくというところでございます。

それから、品川区役所前のバス停につきましてですが、これは今後、利用対象者や利用頻度、また道路の状況調査、こういったものを踏まえまして、利便性の向上のためにどの地域に対するルートが適切か、こういったものもさまざまな角度から検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○筒井ようすけ君 自席より再質問させていただきます。

区役所前のバス停について検討されるということなんですけれども、当然コミュニティバスが走るということは、やはり行政の一番中心である区役所の前にバス停がないと、それはなかなか成り立たないのではないかと思いますので、検討会議の中でも区のご意見としてぜひ発信していただきたいと考えております。

区民の安全・安心を最優先についてなんですけれども、ご答弁いただいた中で、国に全部委ねるようなご答弁でしたけれども、ただ、きのうと、あと選挙終了後の区長の記者会見では、航路を上げるなど、そういったご答弁もあったと思われまして。区として最優先とおっしゃるんですしたら、やはりそれは、例えば一般住宅の防音装置など、私としては、区民の安全・安心最優先というのは撤回しかならないと思っていますけれども、一般住宅の防音装置など、飛ぶんですしたらそういったことかなと思うんですけれども、ほかにはそうした具体策がないのかということ。

また、先ほどのご答弁で、国の対策は十分でないというご認識であられたんですけれども、区長のホームページには粘り強く空路変更も含めて国交省と交渉するということがありましたので、十分ではなかったら、まさにホームページでおっしゃるとおり、粘り強く空路変更も国交省に求めるという交渉をすべきだと思うんですけれども、その点についていかがお考えなんでしょうか。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 安全・安心が第一というところがございますけれども、先ほど議員のほうから例示がありました住宅の防音対策、これも先ほど私は例示として挙げたのは、落下物や騒音対策ということで総括したことで申し上げましたけれども、具体的にはそういうことにもなるかと思えます。

さまざまな方法につきまして、国の責任において行っていくべきものでございますので、区としては、そういった環境影響に対する最小限になるような低減策といったものを可能な限り国の責任において実施していただくように、区として強く区民の立場に立って区民の要望も伝え、そして区の要望も伝えていくべきというふうに考えてございます。

それから、バス停につきましてですが、こちらについては今後、さまざまな経路について検討していく。この中では、区役所前というのが代表的なバス停であろうという見解もございましたけれども、区といたしましては、実際にどのエリアに必要か、こういったものを区内全体を見回した上で公平に判断をしていくべきというふうに、そして必要に応じたところに設置していくべきというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長（こんの孝子君） 以上で筒井ようすけ君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時42分休憩

○午後1時開議

○議長（松澤利行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告いたします。休憩中に傍聴人より写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規約第8条の規定により、これを許可いたしました。

一般質問を続けます。

南恵子君。

〔南恵子君登壇〕

○南恵子君 日本共産党を代表して、一般質問を行います。

まず、初めの質問は、コミュニティバスの導入は、区民の移動する権利の保障を目的にです。

区長は、さきの区長選挙公約にコミュニティバスの導入を掲げ、実施を発表しました。毎年のように提出された請願・陳情は区内全域から出され、17本にもなります。これまで区は一貫して鉄道やバス路線が整備されている、赤字になるを理由に拒んできたので、区の方針転換を歓迎します。

区長は、10月17日の区長就任会見で、コミュニティバスについて、「交通アクセスが十分でない大田区境から西大井周辺でバスを運行できたら」と述べましたが、それだけでなく、病院や公共施設、商店街などに気軽に行きたいとの住民要望に沿ったルートを区内全域で実施することを求めます。

誰もが生き生きと暮らすために気軽に移動できるコミュニティバスは、区民生活に欠かせないものです。移動することが困難になる高齢者が今後さらに増加傾向にある今、自治体が高齢者だけでなく、交通弱者の移動する権利を保障し、整備することが強く求められます。

そこで伺いますが、コミュニティバスの導入は、区民の移動する権利の保障を目的に実施するべきと思いますが、いかがですか。今までやらないとしてきたのを導入するとした理由は何ですか、伺います。

ルートの選定は住民参加を位置づけ、検討会を設置し、アンケートをとり、福祉施設、医療施設、公共施設などへの区民の移動支援を求めますが、いかがですか。また、昇降の楽な低床バスの導入をすることなど、それぞれにお答えください。

料金は、高齢者や障害者、18歳未満は無料とすること、それ以外は100円程度の低廉な料金とするよう求めますが、いかがですか。

次に、認可保育園の増設で「待機児ゼロ」を。子どもの発達に必須の保育園園庭に財政支援を求めるです。

保育園に子どもを預けて安心して働きたいのに入れない待機児問題は、いまだに深刻な問題です。議会が開かれるごとに区民から認可保育園増設を求める請願や陳情が出され、共産党も取り上げてきましたが、約1,000人の待機児が続いてきました。ことし4月、認可保育園に希望しても入れなかったのは878人もいましたが、区は、待機児は19人と発表し、意図的に待機児を小さく見せました。なぜ19人なのか、それはこの間の議会でも指摘しましたが、認可外保育園に入園した方、特定の保育園を希望した方、入園希望を取り下げた方などを差し引いているからです。しかし、この方たちは認可保育園を希望していたのに入れなかったのです。

また、認可外保育園に入園している方に保育料の差額を助成していますが、助成していることをもって区の責任を果たしているというのであれば、間違いです。ママ、パパたちの願いは、認可保育園に子どもを入園させて、仕事と子育てを両立させて安心して働きたいのです。認可保育園の増設をして、その願いに応えるべきです。

去る10月3日、練馬区内の認可外保育園で生後6か月の男児が死亡するという痛ましい事故が起きました。相次ぐ乳児の死亡事故に心が痛みます。内閣府子ども・子育て本部によると、この10年間で139人もの子どもの命が保育施設での事故により奪われ、その7割が認可外保育施設で起きているとされています。認可外保育園の正規保育士は国基準の3分の1以上いればよく、無資格や子育てに未経験の人が携わっているケースも少なくありません。認可保育園に入れず、やむなく認可外保育園に預けるといのが実態です。かけがえのない我が子を失う悲しみをもうこれ以上繰り返させないためにも、認可

保育園の増設を最優先で進めること、保育士は有資格者、正規雇用を当たり前にするべきです。

保育園に入れず、南品川から大崎にある認証保育園に通っているママは、いつもはバスで行くが、乗り遅れるとりんかい線で行く。雨降りの日もあるし、だんだん子どもが大きくなるので重くなり、大変と言います。本来なら、子どもと一緒に歩いて行ける距離に保育園があるのが一番いいのです。認可保育園の増設は引き続き必要です。

そこで伺いますが、平成31年度は12園の認可保育園の増設が予定されていますが、足りるのでしょうか。来年4月こそ、待機児ゼロに向け、希望する保育園に全員が入園できるよう認可保育園の増設を行うよう求めますが、いかがですか。来年4月の認可保育園の入園申請数と入園可能数は何人と予測しているのか。また、10月1日現在の入園申請数は何人か、それぞれ伺います。

次に、保育園の園庭についてです。品川区は平成22年度以降、待機児解消のために55か所の私立認可保育園を増設しましたが、敷地内に園庭があるのは2園、敷地内と保育園の付近に屋上遊技場にかわるべき場所があるのは4園、残りの49園は近くの公園を代替にしています。東京都福祉保健局の保育所設備運営基準解説によると、屋外遊技場の基準面積は2歳以上児1人当たり3.3平米。屋上を使用する場合は、さらに便所、水飲み場等を設け、避難時に避難階に直通する避難階段が設けられることなどを規定しています。

区はこれまで、「園庭は大切だが、今はまず認可保育園をつくって、待機児をなくすことが第一と考える」と説明してきました。確かに待機児解消は喫緊の課題で、一刻も早く解決されなければなりません。しかし同時に、今育っている子どもには最善の利益が提供されなければなりません。子どもを心身ともに健全に発達させる上で園庭は絶対に必要です。

文科省の幼児期運動指針にも、幼児期において遊びを中心とする身体活動を十分に行うことは、多様な動きを身につけるだけでなく、心肺機能や骨形成にも寄与するなど、生涯にわたって健康維持したり、何事にも積極的に取り組む意欲を育んだりするなど、豊かな人生を送るための基礎づくりとなると書かれています。

園庭での遊びは多様です。砂遊び、追いかっこ、三輪車に乗ったり、アリやダンゴムシを探したり、じょうろに水を入れて花に水やりしたり、縄跳びやボール遊びなど、それぞれ遊びたいものを見つけて遊び、それらを通してさまざまなことを学び合うのです。また、交通事故の心配がないので、安心して活動的な保育に取り組めます。さらに、自由遊びの時間に園庭に設置されている鉄棒で逆上がりなどしている年長児の姿を見て、小さな子どもたちがあこがれを持ち、自分もできるようになりたいとか、大きくなったらやってみいたいなどの気持ちが芽生えます。こうした影響も発達過程では大変重要です。

そこで伺いますが、認可保育園の保育にとって園庭の役割は重要だと思いますが、いかがですか。施設認可保育園の園庭を確保できるよう、土地確保のための財政支援を求めます。また、新設認可保育園には園庭を義務づけし、財政支援を求めますが、それぞれいかがですか。

次は、防災対策は巨大道路特定整備路線の固執ではなく、住宅の耐震化や福祉の充実こそです。

さきの選挙で区長は、糸魚川大火で火の粉が100メートル飛び、火災が広がった。防災のために延焼遮断帯として特定整備路線をつくと語り、当選後の記者会見でも、防災のために道路をつくと明言しました。これまで何度も指摘してきましたが、特定整備路線は防災にはなりません。糸魚川の大火でも明らかです。100メートル以上も火の粉が飛び、約10か所から同時多発的に燃え広がり、4ヘクタール、147棟が燃えました。

沿道に高層の耐火建築ができて、火の粉はすき間を通り抜けるため、道路では防げません。糸魚川

で奇跡的に死者が出なかったのは、それぞれの住宅に取りつけた防災受信機で火災を知り、隣近所と声をかけ合って避難した地域のつながりと訓練の成果なのです。住民を追い出し、地域のきずなを壊す特定整備路線は、防災力を弱めるものです。糸魚川大火の教訓から、なぜ特定整備路線の整備になるのか伺います。

東京都のシミュレーションは、道路ができて500棟、1,000棟も燃えてしまうことがわかるものです。そんな計画では防災になりません。重要なことは、地震の一撃から身を守る住宅の耐震化、延焼を防ぐ不燃化を早急に進めることです。こうした対策は、建物が倒壊しないので救助を妨げることもありません。さらに避難者を少なくすることもできます。伺いますが、住宅の不燃化構造、住みかえ助成で効果はあったのでしょうか。助成対象範囲を全域に広げ、期限の延長を求めますが、それぞれいかがでしょうか。

この間の大地震で火災による犠牲者はいませんでした。大阪北部地震の火災は7件、北海道地震では2件、うち5件は、金属工場や石油コンビナートなどからの出火です。消防庁は、阪神淡路大震災の教訓を生かして、住宅の通電火災が発生しないようにと、避難所に行く前にブレーカーを落とすよう啓発をしていますが、出火を防ぐ取り組みが何よりも重要だからです。区は、これらの災害で何を教訓として学んだのでしょうか。

区は、「建物の不燃化は絶対燃えないということではない」「延焼遮断帯も100%遮断するものではない」と言い、重層的にやると言いますが、道路を利用して高層ビル建設を促進、再開発を進めるのが目的で、防災は口実でしかありません。多くの区民を立ち退かせて道路をつくっても、両側で出火すれば意味がありません。防災にならない道路にしがみつのはもうやめるべきです。防災にならない補助28、29号線、放射2号線の特定整備路線は撤回を求めます。いかがでしょうか。

区長は、基金のため込みについても、選挙で災害のためには100億円は決して多くないと発言しました。条例で定める基金には目的があり、災害復旧基金は15億円です。災害時には国の財政支援の強化や迅速化こそ必要であり、自治体が独自に全額準備することはできません。防災のための100億円とは、逆に言えば発災前には使わないこととなります。約1,000億円の基金は災害のために全額使う考えなのですか、伺います。

1,000億円の基金は、介護や障害者福祉などには税金を使わず、23区最低レベルになるまで福祉を削ってため込んだものです。特養ホームなどの福祉施設は、災害が発生したときには福祉避難所になります。福祉を削ることは、災害発生後の区民の避難生活などを深刻な状況に陥れることとなりますので、日ごろから医療や介護、福祉を充実させておくことが、災害時に区民を守る上で重要なのです。

大阪北部地震では、ブロック塀の倒壊で9歳の子どもが亡くなりました。このような痛ましい事故は二度と繰り返してはなりません。補正予算で住宅のブロック塀の撤去とフェンス設置への助成ができることは歓迎します。そこで伺いますが、早急に危険を取り除くため、新しくできるブロック塀撤去の助成制度は、スクールゾーンを優先に戸別訪問して周知することを提案しますが、いかがでしょうか。

家具転倒防止について、港区では引っ張り棒や転倒防止ベルトを区民に無償で提供。高齢者、障害者、妊産婦、ひとり親の世帯には無償で取りつけています。品川区の制度は、高齢者世帯などには器具も設置も無料ですが、課税世帯は1割負担、その他世帯は器具取り付け助成があるだけです。家具転倒防止推進のために必要な家庭に器具の無料の配布と設置を求めますが、いかがですか。

この間の災害の教訓に学び、以下のことを提案します。1、携帯電話の充電のために地域センターに自家発電の設置。2、通話の確保へ地域センターに公衆電話の設置。3、全ての避難所に太陽光発電と

蓄電池設備の設置。4、家庭での懐中電灯やラジオなど災害用品のあっせん事業と備えの重要性の周知啓発の徹底。5、国際基準、スフィア基準を参考に避難所環境の抜本改善。以上の実施を求めますが、それぞれいかがですか。

最後に、朝鮮半島で開始された軍事的対決から対話への流れ、逆行する安倍9条改憲に反対をです。

区長は、「憲法に関する発言などに1,400もの自治体がそれぞれ発言すると混乱する。防衛について発言は控える」と答弁を避けてきました。ところが、さきの第2回定例会で、米朝首脳会談が行われ、非核化、安全保障の前進に世界中が喜びをあらわしていると質問し、答弁を求めると、「利害の調整、あるいは課題の解決を話し合いによって行うことは歓迎すべきこと。米朝会談をするということは歓迎すべきものと考えている」と、初めて国政問題に答弁しました。区長のこの答弁を歓迎します。

朝鮮半島では、3回に及ぶ南北首脳会談、初の米朝首脳会談によって、軍事的対決から対話への歴史的な転換が起こり、非核化と平和に向けた合意が交わされました。解決すべき課題は多く残されていますが、首脳間の合意でスタートした平和のプロセスは、簡単に逆戻りするものではありません。こうした情勢の大激変が起こったにもかかわらず、安倍首相は自分の任期中に改憲を強行する決意を示し、秋の臨時国会に自民党改憲案を提起すると宣言。9条に自衛隊を明記するだけであり、自衛隊の権限、任務は変わらないと言います。

しかし、憲法に自衛隊を明記すれば、自衛隊は9条2項との厳しい矛盾、緊張関係に置かれていたからこそ、軍事力行使の強い抑制がかかり、戦後、一人の外国人を殺さず、一人の戦死者も出さないとなったのです。この矛盾、緊張関係を解き放してしまったら、自衛隊の軍事力行使の制約はなくなってしまう。世論調査で改憲案の国会発議を急ぐべきかという質問に、「急ぐ必要はない」と答えた方は65%を占めています。国民が望んでいないのに、権力を握る政権与党が改憲議論を強引に推し進めることは、立憲主義の乱暴な否定であり、絶対にやってはならないことです。

そこで伺いますが、区長は米朝首脳会談による対話を歓迎しましたが、安倍9条改憲は軍事的対決を進め、平和の流れに逆行すると思いますが、いかがですか。区長として9条改憲反対の表明を求めますが、いかがですか。

平和を求める国民の運動が広がっています。核兵器禁止条約採択から1年余。署名は69カ国、批准は19カ国となり、近い将来の条約発効が見通せる情勢となりました。日本でも320以上の自治体で政府に核兵器禁止条約への調印、批准を求める意見書が採択されていますが、唯一の被爆国である日本政府は、署名することすら拒否。核抑止力を口実に禁止条約に背を向ける異常さです。対話を歓迎した区長として、国に平和の流れを進める表明を求めます。核兵器廃絶国際署名に区長自身が署名を行うこと、核兵器禁止条約に賛同を表明するとともに国に早期批准を働きかけることを求めますが、それぞれいかがでしょうか。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、国の安全保障等に関するご質問にお答えを申し上げます。

利害調整や課題解決のために当事者同士が話し合うことは、個人や組織等の場面のいかに問わず、大事なことと捉えております。しかしながら、国際社会における外交・防衛に関する事項は、専ら国が担う役割、責務として、その議論は国会の場で十分に尽くされるべきであります。したがって、国の安全保障について一自治体の首長が見解を述べたり、意見表明をすることは差し控えるべきであるとの考えは、これまでも申し述べているとおりであります。

区といたしましては、非核平和都市品川宣言に基づき、区独自の創意工夫を重ねた平和事業を継続的に実施することで、恒久平和確立の意識啓発を区の内外に向けて発信しているところであります。今後この取り組みを進めてまいります。よって、お尋ねの核兵器廃絶国際署名や核兵器禁止条約に関して、区としての態度表明を行う考えはございません。

そのほかのご質問等につきましては、各担当部長等よりお答えを申し上げます。

[都市環境部長中村敏明君登壇]

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、コミュニティバスのご質問と防災対策のご質問のうち、特定整備路線から家具転倒防止器具までお答えいたします。

初めに、コミュニティバスの目的と導入理由についてですが、区内の鉄道駅やバス路線網は利便性の高い環境にございますが、一部地域には道路幅員などの要因により、バス停から遠い地域もあります。こうした地域の改善を図り、公共交通のさらなる利便性の向上に向け、検討を行っていくものでございます。

次に、運行ルートやバスの選定、料金についてですが、事業採算性や利用者の利便性、安全性などについて、地域の声もお聞きしながら検討してまいります。

次に、防災対策についてお答えいたします。

初めに、特定整備路線についてですが、過去の災害の教訓からも、木密地域の防災性向上には、都が進める特定整備路線による延焼遮断帯の形成と、建物の不燃化を重層的に進めることが重要と考えます。燃えないまち、燃え広がらないまちを早期に実現するため、都が進める特定整備路線の整備に対し、撤回を求める考えはございません。

次に、不燃化特区における不燃構造化助成と住みかえ助成の効果についてですが、両支援事業を開始した平成28年度から不燃化特区内における木造建築物の除却助成件数は大きく伸びており、大きな効果があったものと認識しております。また、不燃化特区の範囲拡大や期限の延長については、都が定める平成32年度末の期限まで全力で取り組むことが重要であると考えております。

次に、基金の災害への活用に関するお尋ねですが、基金は、条例により設置目的や処分について定められております。大きな災害時には、応急対策・復旧から中長期的な復興のまちづくりに向け、さまざまな取り組みと財源が必要と考えられます。国等からの財源を有効に活用するとともに、必要な場合には、それぞれの基金条例に基づき、総合的に災害への対応に活用していくものと考えております。

次に、ブロック塀撤去助成の制度周知についてですが、新たに創設する助成制度は、歩行者の安全を確保する観点から、スクールゾーンはもとより、区内全域を対象としてしっかりと制度周知を図ってまいります。

次に、家具転倒防止器具の助成についてですが、高齢者世帯等に対しては取り付け費用および購入費用の一部を、その他の世帯については取り付け費用の一部を助成しております。引き続き現制度の周知に努め、災害時の区民の安全確保に取り組んでまいります。

[子ども未来部長福島進君登壇]

○子ども未来部長（福島進君） 私からは、保育園についてお答えいたします。

区では、ことし4月に改定した子ども・子育て支援事業計画において、保育需要を充足できるよう認可保育所等を含めた供給量を定めており、計画に沿って保育施策を進めております。31年4月には、認可保育園で938人の定員拡大を予定しております。31年4月の認可保育所への入園申し込みは3,554人、入園数は2,912人と見込んでおります。ことし4月から10月の延べ申込数は、前年比12%減の1,238人で

す。

次に、屋外遊戯場についてですが、幼児期の保育教育において身近に自然に触れられる環境は大切であると考え、可能な範囲で設置するよう事業者と調整しております。しかし、土地の確保が困難なこと、近隣の理解が得られないことから、断念することが多くございます。園庭の設置は、国の基準において必須ではございませんので、区においても義務化する考えはありません。また、既設の民間事業者の園庭用地取得に対し、区が財政支援をすることも考えてはおりません。園庭がない場合も子どもたちが伸び伸びと活動できるよう、公園のほか近隣の施設を活用できるよう支援してまいります。

〔災害対策担当部長曾田健史君登壇〕

○災害対策担当部長（曾田健史君） 私からは、防災に関するその他の質問にお答えします。

まず、地域センターについてですが、荏原第四地域センターには既に自家発電機を設置済みであり、さらに、導入を進めている非常用電源にもなる電気自動車を全地域センターに配備予定です。

また、公衆電話については、その設置可否が事業者の判断によることから、区としては通話の確保のため、先ほど述べた電気自動車を携帯電話等の充電用電源として使用するほか、区民避難所での災害時優先電話の配備を進めているところです。

次に、避難所についてですが、既に一部で太陽光発電と蓄電池を設置済みであり、今後は全ての避難所への設置を計画しているところです。

最後に、災害における備えについてですが、既に実施しているあっせん事業では、チラシを作成し、さまざまな手段で啓発しているところであり、避難所環境については、国や都の計画やガイドラインに基づき整備を進めているところです。

○南恵子君 自席から再質問したいと思います。

まず、コミュニティバスです。移動する権利について質問しましたが、答弁がありません。明確にする必要があると思いますので、ぜひ答弁してください。コミュニティバスの目的になぜ区民の移動する権利を掲げないのか伺います。また、地域の声を聞くといいますが、検討会を設けたり、アンケートを実施したりするのか、この点についても伺います。

認可保育園待機児解消の問題です。先ほどの答弁によると、642人が入れません。来年4月に待機児ゼロになるのでしょうか、伺います。また、待機児ゼロをめざしていくのかも伺います。昨日の他会派の方の質問の中で、ことしに続いて待機児はゼロが続くと答弁しましたが、これはどういうことなのかあわせて伺います。

園庭問題。園庭は大切と答弁しました。公私立幼稚園や区立保育園、社会福祉立保育園には園庭があります。必要だからです。格差があってもいいのか伺います。また、園庭は大切と言いながら、義務化も財政支援も拒否。子どもに最善の利益を提供するのは自治体の役割です。反していると思わないのか伺います。

防災問題。糸魚川の教訓からなぜ特定整備路線が必要と考えるのかを伺います。不燃化構造助成と住みかえ助成は効果あると言うなら、期限を延長するべきではないでしょうか。しない理由は何なのかを伺います。

最後。国政、世界平和の問題で答弁が後退したのは非常に残念です。区長は、利害調整、課題解決に当事者同士で話し合うのが大事と言いますが、区長が大事だという当事者同士の話し合いに9条改憲は障害を持ち込んでいるではありませんか。当事者同士の話し合いが大事だと言うなら、改憲の動きに反対しないとイケないと思うんですけれども、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 憲法問題について当事者同士が話し合うということは、どういうことなのかということをおおつと理解に苦しむわけでありまして、それぞれの行政組織が行うべき分担があるわけでありまして、いわゆる基礎自治体は基礎自治体としての役割、あるいは国家は国家としての役割があるわけでありまして、私は、基礎自治体の長として、この問題については意見を表明することは控えるべきだというふうに思っております。

もちろん、これは個人的な場面や家族の中でありまして、そういうところではいろいろ自分の意見を述べることはありますけれども、こうした区議会の議場で意見を述べるということは控えるべきだというふうに思っております。

以上です。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私から、初めにコミュニティバスについてお答えいたします。

まず、移動する権利でございますけれども、こちらは品川区区内現状におきましても、公共交通利便性の高い地域であるというところの認識におきまして、さらなる交通の利便性の向上に向けて検討を行っていくものでございます。こうした中では、特に移動する権利について議論することなく、この利便性をさらに上げていくという取り組み、これが今すぐにやるべき、検討するべき課題であるというふうに捉えてございます。

それから、検討会におきましては、広く地域の、あるいは区民の皆様の声をお聞きするというところで、これはアンケートというご質問がございましたけれども、その方法については今後検討してまいりたいと考えております。

それから、特定整備路線と不燃化につきまして期限の延長は、まずは、当初の目標がまだ残って平成32年までありますので、その当初の目標について全力で取り組むということが今現在するべきことというふうに認識をしております。引き続き努力してまいります。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 再質問にお答えいたします。

入園希望者と実際の入園者の予測でございますけれども、その差がありますのは、転園を希望する方、あるいは認証保育所等へ入園する方も入っております。また、育休を延長したり、あるいは求職活動そのものを休止したり、また特定園を希望する方なども入っております。そうした人たちを除きますと、実質的に待機児童は、ことしに続きましてゼロになるというふうに予測をしているところでございます。また、あえて落選希望をする方もいらっしゃると思いますので、待機児童を完全にゼロにするというのは大変難しいというふうには考えております。

また、園庭につきましては大切である、必要であるということは十分認識しております。ただ、品川区のような都市部において全ての保育園に園庭を設けるということは、事実上難しい問題だというふうに考えております。区としましても、園庭ができるように指示はしてまいりますが、全部の保育園に園庭をつくるということは難しいというふうに考えておりますし、また近隣の方々への配慮、そういったことも必要だろうというふうに思っております。

○南恵子君 区長さんのご答弁をいただいた問題でありますけれども、甚だ残念です。個人的には持っているけれども、そうおっしゃるんですけど、公の立場にあるからこそ、きちんとした表明が必要だし、区民みんながそれを望んでいるのではないのでしょうか。そして、利害調整は必要だというふうにお

っしかったですけれども、憲法9条を変えるということは、利害などということにとどまらない大変な状況になるわけです。したがって、この問題できちんと表明する必要が責務としてあると思います。その点について改めて答弁をいただきたいと思います。

コミュニティバス。現在のレベルが高いからさらなる向上だとおっしゃいますけれども、私は、方針転換をして導入するその時期に、きちんと理念を明記することこそ大事だと思うんですね。特に移動する権利、これは基本的人権、こういう問題なんです。ですから、そこを位置づけた対応、整備というのが大事だと思いますので、その点について再び答弁をしていただきたいと思います。

それから、ちょっとあちこち行っちゃうんですけど、防災問題で、糸魚川の教訓からは全然入っていません。もう一回答弁を求めます。

それから、園庭の問題でありますけれども、園庭は都市部では難しいという話なんですけれども、何が難しいかわからないけれども、多分、土地の購入代なのかなという想像はするんですけど、だからこそ義務化を位置づけたら、財政的な支援が大事だということで提案しているんです。その点について難しいことが何なのか。難しいからといって、一括して終わらせるような姿勢は正していくべきだと思っておりますので、その点について伺います。

それと、待機児の問題ですけれども、転園だとか認証希望があるというふうなことなんですけど、認証保育園の希望という、そういう642人の方々は皆さん一律に認可保育園に入りたいということで申し込まれているわけです。その方々を認証保育園に入れたからといって解消される問題ではありません。いかがですか。そここのところはそういうふうには考えないのでしょうか。ぜひそう考えていただきたいと思って、質問をしたいと思います。

以上です。

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 外交・防衛に関する再々質問をいただきましたけれども、先ほどの再質問の際にお答えを申し上げましたように、この問題は専ら国が担う役割、責務でございます。当然のことながら、そうした議論は国会の場で十分に尽くされるべきで、一自治体の首長が何かを申し上げることは控えるべきだ、このことは先ほど述べたとおりであります。

以上です。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 初めに、コミュニティバスにつきまして移動する権利でございますけれども、まず区といたしましては、全ての区民の方に対する利便性の向上、そして品川区全域を見渡したときに、こういったところに地域交通の課題があるのか、こういったところから検討をしてまいりたいというふうに考えております。こういったさまざまな課題を解決することにより、移動する権利といったものについても、区民の皆様の利便性の向上という形で果たされるのではないかとこのように考えてございます。

続きまして、糸魚川の教訓でございますけれども、糸魚川の災害につきましては、人的災害も物的災害も最小限に抑えられたというところは、非常に教訓とするところでございます。そういった中で、来るべき予想される災害に対して、これだけやれば安全といった到達点というものはありません。

したがって、品川区におきましては、延焼遮断帯の機能、これは燃え広がらせないための機能として非常に重要だと認識しております。また、不燃化についてもそうです。さまざまな手立てを可能な限り行うことによって、災害の被害を未然に防止するための最大限の努力として必要なことというふう

に考えてございます。したがって、東京都が進める特定整備路線、また、区もそれに連携して不燃化を進めていく、こういったところを引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 再々質問にお答えいたします。

園庭の問題でございますけれども、先ほど答弁しましたように、都市部において設置をすること、あるいは義務化をすることは困難である、難しいというふうに考えてございます。そのため、公園ですとか近隣の施設の利用促進を図っていくというふうに考えております。

また、待機児童。認可保育園に入りたい方々への希望についてでございますが、今年度4月におきまして約1,400人余りの拡大、そのことによりまして実質的な待機児童はゼロになっております。さらに、その上で31年度におきましても、認可保育園で938人の定員拡大を図ってまいります。

○議長（松澤利行君） 以上で南恵子君の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

この際、ご報告いたします。

区長から、請願・陳情の処理経過および結果の報告、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づくものとして、平成29年度財政健全化判断比率報告書、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告3件、品川区私債権等の管理に関する条例第17条第1項の規定による債権の放棄について、監査委員から、平成30年度前期一般監査の結果について、平成30年5月から8月までの各月末日現在における出納検査の結果について、特別区人事委員会から、職員の給与等に関する報告および勧告、以上の書類が提出されましたので、これを受理し、お手元に配付してあります。

なお、特別区人事委員会から提出されました職員の給与等に関する報告および勧告につきましては、10月10日付をもって既に皆様のお手元に配付済みであります。

次に、日程第2を議題に供します。

日程第2

常任委員の選任について

○議長（松澤利行君） お諮りいたします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長からお手元に配付してあります常任委員名簿のとおり指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。よって、常任委員は、お手元に配付の常任委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

次に、日程第3から日程第9までの7件を一括議題に供します。

日程第3

第75号議案 品川区立保育所条例の一部を改正する条例

日程第4

第76号議案 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第5

第77号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

日程第6

第78号議案 品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第7

第79号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例

日程第8

第80号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

日程第9

第81号議案 指定管理者の指定について

○議長（松澤利行君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第75号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例について。

本案は、保育所の移転等を行うことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、就学前の乳幼児を対象に保育と教育を総合的に行う幼保一体施設の整備を進めるため、八潮南保育園を八潮わかば幼稚園内に移転するものであります。

第2に、八潮北保育園について、施設の老朽化等に伴い大規模改修工事を実施することから、同保育園を八潮南保育園跡地に仮移転するものであります。

第3に、南ゆたか保育園について、施設の老朽化等に伴い、改築工事を実施することから、同保育園を旧荏原第四中学校跡地に仮移転するものであります。

第4に、総合的な待機児童対策を進めるため、ほうさん保育園を旧荏原第四中学校跡地の校庭の一部に新たに設置するものであります。

本条例中、八潮南保育園の所在地変更およびほうさん保育園の設置に係る改正規定は平成31年4月1日から、八潮北保育園および南ゆたか保育園の所在地変更に係る改正規定は同年5月1日から施行するものであります。

次に、第76号議案、品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準が改正されたことに伴い、家庭的保育事業における調理員の配置および調理設備の設置に係る経過措置を延長するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第77号議案、品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、子ども・子育て支援法施行令が改正されたことに伴い、私立認定こども園および私立幼稚園における年収約360万円未満の世帯に係る利用者負担額を軽減するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第78号議案、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を

改正する条例について。

本案は、公衆浴場における浴槽の衛生管理が向上していること等を踏まえ、衛生措置等の基準を改めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第79号議案、品川区手数料条例の一部を改正する条例について。

本案は、建築基準法が改正されたことに伴い、受益者負担の適正化を図るため、条例の規定を改めるものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、接道規制の適用除外となる建築物の認定に関する審査手数料を定めるものであります。第2に、国際的規模の競技会の用に供する場合の仮設興行場等の建築の許可に関する審査手数料を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第80号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、介護補償の額を改めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第81号議案、指定管理者の指定について。

本案は、品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人福栄会で、指定期間は、平成31年3月1日から平成36年2月29日までの5年間であります。

以上で7議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松澤利行君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

日程第3から日程第5までおよび日程第8の4件につきましては文教委員会に、日程第6および日程第9の2件につきましては厚生委員会に、日程第7につきましては建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第10を議題に供します。

日程第10

第74号議案 平成30年度品川区一般会計補正予算

○議長（松澤利行君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第74号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、新規事業や早期に取り組む必要がある事業を対象として編成をいたしました。

補正額は、歳入歳出とも 3 億123万6,000円を追加し、総額を1,749億7,080万8,000円とするものであります。

歳入。第13款国庫支出金は1,762万円の増額で、社会資本整備総合交付金、子ども・子育て支援整備交付金等の追加であります。

第14款都支出金は583万円の増額で、病児保育施設整備費補助金等の追加であります。

第16款寄附金は1,020万円の増額で、文化スポーツ振興等に対する指定寄附金の新規計上であります。

第18款繰越金は 2 億6,758万6,000円の増額であります。

続いて、歳出。第 2 款総務費は1,020万円の増額で、文化スポーツ振興基金積立金等の追加であります。

第 3 款民生費は1,750万円の増額で、病児保育施設開設経費助成の追加であります。

第 6 款土木費は 1 億6,000万6,000円の増額で、東品川橋架け替え工事費の追加、コンクリートブロック塀等に対する安全化支援費の新規計上であります。

第 7 款教育費は 1 億1,353万円の増額で、学校屋内運動場に空調設備を設置するための工事費、実施設計費等の新規計上であります。

次に、債務負担行為は、障害児者総合支援施設整備工事の工期延長に伴う追加が 2 件であります。

以上で第74号議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松澤利行君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

日程第10の歳出予算等の補正につきましては所管の常任委員会に、総合審査につきましては総務委員会に付託いたします。

次に、日程第11から日程第15までの 5 件を一括議題に供します。

日程第11

平成29年度品川区一般会計歳入歳出決算

日程第12

平成29年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算

日程第13

平成29年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第14

平成29年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第15

平成29年度品川区災害復旧特別会計歳入歳出決算

○議長（大沢真一君） 本件について説明願います。

〔会計管理者齋藤信彦君登壇〕

○会計管理者（齋藤信彦君） 平成29年度品川区各会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本決算は、地方自治法の規定により、監査委員の審査に付し、そのご意見を添えて、議会のご認定を

仰ぐものでございます。

この際、決算書とともに監査委員の審査意見書を提出しているほか、「主要施策の成果報告書」「各会計歳入歳出決算事項別明細書」「各会計実質収支に関する調書」「財産に関する調書」および「各基金運用状況報告書」を提出しております。

初めに、一般会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は1,685億4,477万8,964円、歳出決算額は1,623億4,296万6,332円で、差引残額62億181万2,632円を翌年度に繰り越しました。

款別の収入済額につきましては、第1款特別区税は465億1,221万1,142円で、予算現額に比べ10億5,519万1,142円の増であります。

第2款地方譲与税は5億3,031万7,000円であります。予算現額に比べ1,031万7,000円の増であります。

第3款利子割交付金は1億7,793万4,000円で、予算現額に比べ5,793万4,000円の増であります。

第4款配当割交付金は7億3,485万円で、予算現額に比べ3億7,485万円の増であります。

第5款株式等譲渡所得割交付金は7億4,047万1,000円で、予算現額に比べ3億1,047万1,000円の増であります。

第6款地方消費税交付金は106億518万5,000円で、予算現額に比べ3億518万5,000円の増であります。

第7款自動車取得税交付金は3億373万円で、予算現額に比べ1億3,373万円の増であります。

第8款地方特例交付金は1億6,883万4,000円であります。

第9款特別区交付金は408億3,992万4,000円で、予算現額に比べ15億3,992万4,000円の増であります。

第10款交通安全対策特別季付金は3,036万7,000円であります。

第11款分担金及び負担金は30億4,712万2,561円で、予算現額に比べ2億1,121万9,439円の減であります。

第12款使用料及び手数料は40億383万8,127円で、予算現額に比べ1億3,734万9,873円の減であります。主な収入は、道路占用料、区民住宅使用料および廃棄物処理手数料であります。

第13款国庫支出金は311億3,805万3,863円で、予算現額に比べ9億6,182万137円の減であります。主な収入は、生活保護費、児童手当給付金および社会資本整備総合交付金であります。

第14款都支出金は149億5,446万1,194円で、予算現額に比べ1億5,968万4,194円の増であります。主な収入は、待機児童解消区市町村支援事業補助金、都市計画交付金であります。

第15款財産収入は10億3,845万4,228円で、主なものは地所賃貸料であります。

第16款寄附金は1,578万4,737円で、社会福祉指定寄附金などあります。

第17款繰入金は29億6,398万8,000円で、主なものは、義務教育施設整備基金繰入金であります。

第18款繰越金は52億9,646万6,927円であります。

第19款諸収入は50億2,718万6,185円で、主なものは、排水施設建設費収入およびリサイクル資源売却収入であります。

第20款特別区債は4億1,560万円で、これは、学校施設整備のための教育債であります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款議会費は6億407万1,769円であります。

第2款総務費は199億3,302万725円で、不用額は14億8,573万4,225円。主なものは、区民施設費における工事請負費の残であります。

第3款民生費は749億2,743万4,089円で、不用額は30億5,018万4,911円。主なものは、児童措置費における負担金補助及び交付金の残であります。

第4款衛生費は112億7,852万5,434円であります。不用額は5億5,810万566円で、主なものは、予防費における委託料の残であります。

第5款産業経済費は28億2,890万8,088円であります。不用額は4億2,477万7,912円で、主なものは、中小企業対策費における負担金補助及び交付金の残であります。

第6款土木費は328億5,179万8,091円で、不用額は20億4,344万1,589円で、主なものは、建築行政費における負担金補助及び交付金の残であります。

第7款教育費は178億7,532万5,116円であります。不用額は6億2,592万2,884円で、主なものは、学校管理費における需用費の残であります。

第8款公債費は18億4,388万3,020円で、不用額は606万2,980円であります。

第9款予備費には支出済額はございません。

以上が一般会計であります。

続きまして、国民健康保険事業会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は427億750万1,459円、歳出決算額は410億6,379万7,724円で、差引残額16億4,370万3,735円を翌年度へ繰り越しました。

款別の収入済額につきましては、第1款国民健康保険料は101億3,834万9,878円で、予算現額に比べ4,118万878円の増であります。

第2款使用料及び手数料は11万2,200円であります。

第3款国庫支出金は76億4,253万6,266円で、予算現額に比べ4億8,555万1,266円の増であります。

第4款療養給付費等交付金は4億7,544万7,377円で、予算現額に比べ1,280万3,377円の増であります。

第5款前期高齢者交付金は80億3,541万2,362円あります。

第6款都支出金は21億8,258万6,941円で、予算現額に比べ2,659万941円の増であります。

第7款共同事業交付金は97億2,458万3,458円で、予算現額に比べ3億4,520万6,542円の減であります。

第8款繰入金は30億6,790万5,358円で、一般会計からの繰り入れであります。

第9款繰越金は13億9,291万4,113円あります。

第10款諸収入は4,765万3,506円で、主なものは一般被保険者返納金であります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款総務費は7億4,389万1,152円あります。不用額は9,304万2,848円で、主なものは一般管理費における委託料の残であります。

第2款保険給付費は232億4,990万7,374円あります。不用額は8億6,127万3,626円で、主なものは、一般被保険者療養給付費における負担金補助及び交付金の残であります。

第3款老人保健拠出金は8万9,348円あります。

第4款後期高齢者支援金等は46億1,097万251円あります。

第5款前期高齢者納付金等は1,694万9,188円あります。

第6款介護納付金は19億8,356万3,923円あります。

第7款共同事業拠出金は98億3,103万2,385円あります。不用額は2億3,972万6,615円で、主なものは、保険財政共同安定化事業拠出金における負担金補助及び交付金の残であります。

第8款保健事業費は3億1,021万6,133円で、不用額は4,499万9,867円で、主なものは、特定健康診査等事業費における委託料の残であります。

第9款諸支出金は3億1,717万7,970円あります。

第10款予備費には支出済額はございません。

以上が国民健康保険事業会計であります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は79億1,821万3,916円、歳出決算額は78億6,772万9,177円で、差引残額5,048万4,739円を翌年度へ繰り越しました。

款別の収入済額につきましては、第1款後期高齢者医療保険料は39億5,001万6,100円で、予算現額に比べ1,448万6,100円の増であります。

第2款使用料及び手数料は7,500円であります。

第3款広域連合支出金は3,077万5,115円で、予算現額に比べ279万7,885円の減であります。

第4款繰入金は36億8,689万2,000円で、一般会計からの繰り入れであります。

第5款繰越金は5,823万9,927円であります。

第6款諸収入は1億9,228万3,274円で、主なものは健康診査事業費受託収入であります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款総務費は1億5,342万6,876円であります。

第2款分担金及び負担金は73億7,370万1,360円であります。

第3款保健事業費は1億9,833万1,141円であります。不用額は2,386万2,859円で、主なものは、健康診査費における委託料の残であります。

第4款保険給付費は1億3,606万円であります。

第5款諸支出金は620万9,800円で、これは保険料還付金であります。

第6款予備費には支出済額はございません。

以上が後期高齢者医療特別会計であります。

続きまして、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は248億6,891万3,762円、歳出決算額は244億7,284万3,042円で、差引残額3億9,607万720円を翌年度へ繰り越しました。

款別の収入済額につきましては、第1款保険料は52億3,353万9,515円で、予算現額に比べ4,787万2,485円の減であります。

第2款使用料及び手数料は5,100円であります。

第3款国庫支出金は53億7,313万5,546円で、予算現額に比べ1億5,086万4,546円の増であります。

第4款支払基金交付金は64億989万8,784円で、予算現額に比べ1億5,961万3,216円の減であります。

第5款都支出金は34億6,998万2,855円で、予算現額に比べ9,406万145円の減であります。

第6款財産収入は18万5,000円であります。

第7款繰入金は41億7,063万900円で、これは一般会計と基金からの繰り入れであります。

第8款繰越金は1億9,774万5,577円であります。

第9款諸収入は1,379万485円で、主なものは各種負担金であります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款総務費は11億1,747万1,723円であります。

第2款保険給付費は217億3,628万338円であります。不用額は5億2万8,662円で、主なものは、施設介護サービス給付費の負担金補助及び交付金の残であります。

第3款地域支援事業費は15億4万1,166円であります。

第4款基金積立金は3,414万1,250円であります。

第5款諸支出金は8,490万8,565円であります。

第6款予備費には支出済額はございません。

以上が介護保険特別会計であります。

続きまして、災害復旧特別会計についてご説明申し上げます。

災害復旧特別会計につきましては、収入済額、支出済額ともにございませんでした。

以上で各会計歳入歳出決算の説明を終わります。何とぞ各会計決算をご認定くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松澤利行君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

本件の審査につきましては、お手元に配付のとおり動議が提出されています。

本動議を議題に供します。

お諮りいたします。

本動議のとおり決算特別委員会を設置し、これに審査事項を付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。よって、本件は動議のとおり決算特別委員会を設置し、これに審査事項を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付してあります決算特別委員名簿のとおり指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員は名簿のとおり選任することに決定いたしました。

この際、決算特別委員会の正副委員長互選のため休憩し、第一委員会室に委員会を招集いたします。会議の進行上、暫時休憩いたします。

○午後2時13分休憩

○午後2時25分開議

○議長（松澤利行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました決算特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告いたします。

決算特別委員会委員長・鈴木博君、副委員長・塚本よしひろ君、副委員長・のだて稔史君、以上のとおりであります。

この際、お諮りいたします。

ただいまお手元に配付してあります追加議事日程を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1を議題に供します。

追加日程第1

第82号議案 副区長の選任同意について

○議長（松澤利行君） 本件について説明願います。

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 第82号議案、副区長の選任同意につきまして、ご説明申し上げます。

桑村正敏君が平成30年10月31日をもって任期満了となりますので、地方自治法第162条の規定により、再び桑村正敏君を副区長に選任いたしたいと存じます。

何とぞご同意いただきますようお願い申し上げます。

簡単ですが、説明を終わります。

○議長（松澤利行君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきましては、直ちに採決いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

本件は、原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案に同意することに決定いたしました。

次に、追加日程第2を議題に供します。

追加日程第2

議会運営委員の辞任許可について

○議長（松澤利行君） 平成30年10月26日付をもって横山由香理君から議会運営委員の辞任願が提出されております。

お諮りいたします。

委員会条例第12条の規定により、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、辞任を許可することに決定いたしました。

次に、追加日程第3を議題に供します。

追加日程第3

議会運営委員の選任について

○議長（松澤利行君） お諮りいたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長から高橋伸明君を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に高橋伸明君を選任することに決定いたしました。

○選挙管理委員選挙

○議長（松澤利行君） 次に、

日程第16

選挙管理委員選挙

を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松澤利行君） ただいまの出席議員数は39人であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（松澤利行君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（松澤利行君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔各員投票〕

○議長（松澤利行君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松澤利行君） これより開票を行います。

お諮りいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人として本多健信君、あくつ広王君を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、立会人は本多健信君、あくつ広王君に決定いたしました。

両君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔投票点検〕

○議長（松澤利行君） 選挙の結果を事務局長に報告させます。

○事務局長（久保田善行君） それでは、報告いたします。

選挙管理委員選挙結果報告。

投票総数 39票

有効投票 38票

無効投票 1票

法定得票数 3票

有効投票中

塚本 利光君 8票

三上 博志君 8票

宮尾 裕幸君 8票

本間 隆君 7票

須藤 安通君 6票

林 和也君 1票

以上であります。

○議長（松澤利行君） 以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、塚本利光君、三上博志君、宮尾裕幸君、本間隆君、以上の4名が選挙管理委員に当選されました。

以上で選挙管理委員の選挙を終了いたします。

○議長（松澤利行君） 次に、

日程第17

選挙管理委員補充員選挙

を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松澤利行君） ただいまの出席議員数は39人であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（松澤利行君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（松澤利行君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔各員投票〕

○議長（松澤利行君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松澤利行君） これより開票を行います。

お諮りいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人として本多健信君、あくつ広王君を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、立会人は本多健信君、あくつ広王君に決定いたしました。

両君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔投票点検〕

○議長（松澤利行君） 選挙の結果を事務局長に報告させます。

○事務局長（久保田善行君） それでは、報告いたします。

選挙管理委員補充員選挙結果についてです。

投票総数 39票

有効投票 37票

無効投票 2票

法定得票数 3票

有効投票中

西元 毅君 8票

山路 良成君 8票

藤根 夏夫君 8票

奥山 晃君 7票

飯野 郁男君 6票

以上であります。

○議長（松澤利行君） 以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、西元毅君、山路良成君、藤根夏夫君、奥山晃君、以上の4名が選挙管理委員補充員に当選されました。

以上で選挙管理委員補充員の選挙を終了いたします。

○議長（松澤利行君） 次に、日程第18を議題に供します。

日程第18

請願・陳情の付託

○議長（松澤利行君） 期日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

委員会審査のため、11月20日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は11月21日午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後2時55分散会

議長	松澤利行
副議長	こんの孝子
署名人	石田秀男
同	おくの晋治